

六、労働階級の経済的利益の保護に對する壓迫に就いて革命的組合は次の諸項に關する決定的な戦を爲さねばならぬ。即ち階級協同の公開的若くは秘密的な形式と傾向に對し、生産の向上に關する労働者機關の參與といふ欺瞞に對し、労働者への利益分配制度、労働銀行、保險會社、協同工場店舗等の創設に對し、闘争しなければならぬ。之等は悉く中國及外國資本家並に國民黨その他反動組合によつて巧みに提唱されて居る欺瞞策である。

七、中國のブルジョアデー、國民黨、反動的組合は労働者に對し、中國工場に於ける條件は外國人經營の工場よりも善いと宣傳し、それによつて、労働者の革命的闘争を麻痺させようと努めて居る。赤色組合はかゝる欺瞞を暴露し、労働者に對し、一切の資本家（中國人たると外國人たるとを問はず）は同様な残忍さを以て労働者を搾取しつゝあること、並びにそれ等は等しく最も決然たる闘争をしないでならぬ階級的な敵であることを知らさねばならぬ。

八、一方に於て、若し彼等の経済的闘争の指導の拒絶に於て労働大衆から孤立するならば、他方に於て、現在の狀況は、些小な問題の偏重、政治行動の恐怖、屑拾ひ政策等の錯誤を發生するであらう。現在の客觀的狀況は、労働者の一部に偏狭なギルドの感情が一時現出することを示して居る。かゝる感情は一切の経済闘争を無産階級の全階級的な任務と結び附けることによつて破壊しなければならぬ。一步々々、革命的組合は、労働者に對し政治闘争への更にそれから權力への闘争への経済闘争を宣示すべきである。

反動組合に對する闘争

九、中國に於ける反動的組合—廣東總工會及廣州機器工會を除いて—は、皆一九二七年に於ける中國ブルジョアデーの反革命行動開始以後に創られて居る。従つてそれ等は、要するに軍閥、警察、工頭、請負人、ルンペンプロレタリア、ストライキ破り等に依據する。反動組合は労働者の一部を糾合し、彼等を強制し或は改良主義的手段を以て欺瞞することにより自己の側に之を保持しようとする。そしてこれにより労働者の生活並びに労働條件に對する闘争を拒否しようとする。随つて反動労働組合に對する闘争は、革命者が軍閥及警察の道具たる彼等の反抗を破壊し、労働者の一部の無自覺と忠實な國民黨員としての彼等の錯誤を破壊しなければならぬ以上、それは正しく一の政治闘争である。

十、反動組合に對する闘争に於て、廣大なる大衆の組織と教育は根本的なものであり、そして此目的の爲め、反動組合のリーダーに對する個人的な恐怖手段は非常に有害である。恐怖手段は労働者の信念への手段とはならない。個人的恐怖手段は只だ、革命者の注意を彼等の根本的工作—大衆を反動者の勢力から解放するといふ—から反らしてしまふのみである。かゝる恐怖手段は労働者に對し、革命的組合こそ正しいものであるといふ信念を與ふることなしに、却つて脅かしてしまふ。

十一、中國労働組合運動に於いて、多くの労働者は、以前は、同志を反動組合内部に入りこませることを制限し又は中止することは必要だと考へて居た。蓋し彼等が先方に於て腐化するといふ理由で。だが、之はかゝる組

合を破壊し、大衆を彼等から離す仕事の拒否として解釋さるべきものである。軍閥によつて造られた反動組合の指導機關に参加するのではなくて只吾人の同志はこれ等の組合内に組織された大衆の間に工作しなければならぬ。労働者を反動組合に入り込ませることの拒否に於て、彼等は反動者の勢力内の労働者を放棄する。反動官僚組合の實際を徹底的に暴露することに於て、又彼等のファシスト形態を大衆に示すことに於て、革命的組合は先方組合のメンバーを獲得し同時に反動組合を完全に破壊するであらう。

革命的組合の組織構成

十二、行動の非合法的状況は政黨組織を以て組合に代へることの危険を創造する。労働組合の獨立的組織は確立されねばならぬ。非合法的な共產黨の機關と労働組合の機關との完全なる結合、組合の結合、黨と工場に於ける組合のそれ等との結合は、労働組合が政治的又は宗教的信念——階級的結合を認識して組合に参加する——に關與なき労働者によつて結合され得る廣大な大衆組織たることを止める事實に歸結する。

十三、中國の革命的組合は、第一に産業的な即ち、金屬労働者、海員、煙草労働者等を包括しなければならぬ。之れは特に重大なことである。蓋し、今日革命的組合が大工場に於て積極的たることが非常に困難な爲め、殆んど反抗が爲されず、重力の中心が手工業者店員等の小企業や散在する一般労働者のグループに移りつゝあるが故である。

革命的組合は中國全プロレタリアート中に於ける積極的活動の展開をしくじつてはならぬ。然し、産業労働者

中の活動（殊に反動的状況下に置かれて居る廣東の機器及電氣労働者の如き）が基礎とならなくてはならぬ。熟練労働者中に於ける工作の弛緩は反動組合の勢力を強めることになる。

十四、中國の重要産業地帯に革命的組合の力が組織的に分配されなくてはならぬ。北方では極めて最近まで、厳しい彈壓と革命的組合の力量不足の爲め、その工作は非常に困難であつた。北方の海員、大連、天津、青島並びに滿洲に於ける殆んど全部の産業地方の労働者は組織されて居ない。只唐山労働者と鐵道労働者とが僅かに組織されて居るのみである。尙此の工作は滿洲に於ける労働運動の復活に特別の重大さをもつて居る。上海に於ては、革命的組合は該地産業労働者の一部に勢力を扶殖して居る改良主義の總工會に對する鬭争を積極的に公開的に行はなくてはならぬ。上海に近接する地方——杭州、蕪錫、蘇州、南京、南通州、鎮江等——のプロレタリア間の運動は特に重要である。

湖南湖北に於ては、特に平漢線、粵漢線労働者、金屬労働者、紡織労働者、武漢市従業員、運輸労働者、それから大鑛山即ち水口山、大冶、萍鄉等の組織に注重しなければならぬ。香港では、新しい労働運動の復活があり且つ革命的組合は海員、金屬労働者、造船労働者、埠頭労働者及び其他の産業労働者の支隊の組織恢復の工作に直面して居る。廣東の状況は最も困難なるものの一つである。然し茲でさへも、全體としては、プロレタリアートの間の積極的な活動の好い根據がある。それは、機器工會の組合員や從來反革命機關の中心となつて居た労働者の間に於てすらさうである。

十五、革命的組合は、一切の工場に於て、仕事場に於て、企業に於てその基礎を有しなくてはならぬ。現在の非合法的状況の下に於て、赤色組合の下層機関は、最早や工場委員会ではなくして、即ち最初に組織さるべき労働組合である。

十六、革命的組合を公開的存在たらしめる闘争を極力進行させることは根本的工作である。

十七、組合リーダーとしての幹部の問題は中國労働運動に於ける最も重大な問題である。従来組合は組合の指導に關して、下層労働者に充分の注意を拂つて居ない。指導機関の間に於て、下層労働者の率は非常に小さい。此の缺點は至急正さなくてはならぬ。でないに組合は労働者から孤立した上層のみの機関となる。工場労働者は、大衆と本質的に接觸して居り、大衆の習慣傳統等を諒解して居る人々として、一切の組合指導機関に加へらるべきものである。一方に於て組合幹部は、假令彼が直接生産に従つて居らぬにしても（勿論幹部の一部が直接生産に従つて居ることは根本的に必要である）不斷に直接労働者と接觸すべきである。事情が組合進行の開始を許さぬ場所では、舊い幹部の訓育と、新しい幹部の準備に對する特別な印刷物を出す。一切の組合の指導機関—最下級から最上級に至るまで、全國總工會の執行委員会も含めて—には、少年及婦人労働者の代表が加へられるべきである。

十八、手工業工場又は小店舗に於ける労働者を組織する場合には、舊い組織の傳統—例へば地方的團體等の一—に特別の注意を拂はなくてはならぬ。即ちそれを組織の準備的な過渡的な形態として利用すべく、同時に、地方

主義及偏狭な團體に對しては、之に反對し、異なる労働者團體間の軋轢（熟練労働者と不熟練労働者間のそれ、雇主の陰謀等）の原因を明かにし、之を除去する努力は根本的なものである。

一九、少年工は常に革命運動に於て非常に重大な役割を演ずる。革命的組合は、少年労働者の労働条件を保護すると共に、一面、少年工の条件の改善に反對する成年工の間に於ける教育工作を爲さねばならぬ。少年工は組合に於て成年工と同一条件の下に加へらるべきである。組合は又、凡ゆる方法で中國の環境上殆んど完全に少年工から構成されて居る前衛組織を發展させなくてはならぬ。

二〇、中國産業労働者中、女工のパーセンテージは非常に大きい。彼女等は搾取に於て殊に激しい状態に置かれて居る。そして他の凡ての労働者に比してより壓迫されて居る。革命的組合は、過去に於けるが如く、確實に女工の労働条件を保護し、最大可能の數を自己の側に獲得すべきである。

二一、革命的労働運動の最も根本的な仕事の一つは、失業者の組織である。若し數千數萬の失業労働者が赤色組合の勢力によつて包括されないならば、失業者は革命的労働運動に對し非常なる危険物となる。失業者は、即ち無頼の可能性に於て、又ストライキ破りの可能性に於て、資本家並びにファシストが革命的組織に抗戦する場合に利用されるだらう。中國プロレタリアートの分散と開除に對する闘争は、革命的組合が工場から逐はれた労働者と接觸を支持し此の目的の爲めに特別の機関を造り、失業労働者委員会を組合の指導下に置くことによつてのみ爲し得られる。

二二、中國に於ける組合は農民とのより緊密な接觸を成就し、彼等を労働者の運動の背景としなくてはならぬ。地方に於ける組織は過去に於て各地農民の組織中心となつて居たが、それは將來に於ても然かあるべきである。地方組合會議が、農業労働者、運輸労働者、建築労働者、手工業者、其他鄉村に於ける一切の労働者の組織を先導すべきであり且つ新たに組織された機關は農民組合と密接に結合しなくてはならぬ。これ等労働者の緊密なる結合手段は、最短期間に赤色労働組合インターナショナル執行委員会により中華全國總工會の代表と協議の上決定されなくてはならぬ。

二三、中華全國總工會は中國労働組合運動の唯一最高の機關であらねばならぬ。内亂や交通不便の爲め、各地との聯絡は極度に困難である。随つて地方運動の指導の重荷は地方組合會議に懸つて居る。地方組合會議の強力化は目前の最も重要な工作である。そこで全國總工會の執行委員会内に、各地を正規に巡視する機關を設けることが必要である。

二四、鐵道及海員労働者の完全なる全國的組織は特に重要である。又、郵便、電信労働者の組織恢復並びに、鑛夫及紡績労働者組合を全國的に組織することが必要である。

二五、全國總工會は太平洋労働會議のセクレタリアと密接に接觸し協同しなければならぬ。又中國の革命的組合と他國のそれ、殊に英國少數派運動者と正式な結合を成さなくてはならぬ。

二六、第四回世界大會は後繼執行委員にインターナショナルの一切の部分が中國の運動を援助する詳細なるプロ

グラムを決定すること並びに、最短期間に「中國労働者支持週間」を實行することを依頼した。」

青年労働運動の目前工作

「一、目前運動中の地位と青年工人運動の意義

(前略) 中國の工業は歐戰によつて發展したとは云へ、それは輕工業、日用品工業に限られて居る。随つて、之れは一方では中國の工業を帝國主義束縛下に依然幼稚状態に止らしめ、一方では輕工業に於ける工作技術の簡單化は技術上の差別を抹殺し、單に家庭の婦女を工場に吸収するのみならず、身體未だ固まらない小兒や青年を工場中に捲込んで機械の下に奴隷使用する。(中略) 現に製絲、紡績労働者の七〇%以上は青年工であり、其他の日用品工場でも非常に多い。随つて青年工人は中國新式工業中に大多數を占めて居るのみならず、その工作上又重要な地位に在る。彼等は、労働運動發生以來、その闘争の猛烈さを以て革命運動の上に既に偉大なる力量を現はし、中國資本家階級及び帝國主義者を震撼せしめた。そこで後者は目下の反動的統治の上にあつて消極的な剝奪の増大以外積極的攻撃を採用し、闘争を領導する成年工人を大々的に解雇し、之れに代ふるに女工及び童工を以てして居る。かくて青年工人の受くる壓迫と苦痛は成年工よりも甚だしい。之れは同時に青年工人の積極的闘争を刺戟するものであつて過去の闘争は明かに之れを示すと共に、青年工人の闘争中に於ける特別の地位並びに目前運動中に於ける重要性を物語つて居る。(中略)

青年工人運動は労働運動の一部であり階級闘争中の一部を爲す。青年運動は單に青年の特殊の利益を争奪する

に止まらず、廣大なる青年大衆を動員して階級闘争の教育と訓練工作を爲し、彼等を積極的な階級闘争の参加に誘導する。故に青年闘争は階級闘争と分離し得ないと共に、又労働運動と對立し得ない。(中略)

目前の労働運動中、青年工人の運動は特に手工業店舗に於ける封建の遺物たる徒弟間に於ける運動展開の大武器である。此の運動は青年の特殊の利益獲得と共に工人中の封建思想を肅清するものである。

二、目前の工作方針

一、凡そ工會の在る地方には工會下に青年部を設ける。即ち先づ全國總工會、鐵路總工會、海員總工會等に於て完全なる組織を遂げ、繼いで下級各工會に公開非公開を問はず、之れを組織する。

二、各工場、仕事場に於て訓練、教育を爲し、青年工人本身の利益の討論を爲す便宜の爲め、輕工業では二十一歳以下、其他の工業では二十三歳以下の者に就き、隨時、青工部又は青工委員會より青工會議又は青工代表會議を召集し、工作部門に従つて青工小組を組織し、之れによつて教育工作を展開する。但し之れは工場内に於ける教育工作の一形式であるから此の小組が單獨の組織系統を爲してはならぬ。

三、手工業及店員の徒弟は工會組織ある時は當然それに加ふる。黃色工會中並びに組織なき地方では、單獨に徒弟聯合會を組織して彼等の闘争を指導する。

四、工會組織の下に、體育會、遊藝會、俱樂部、互助會、其他種々なる青工補助組織と過渡組織を進行することは青工の團結と教育の特殊方法であり、黃色組合労働者に此種の進行を爲すことは赤色組合組織の基礎となる。

五、廣大なる青工大衆を動員する爲めには、青工の特殊利益の爲めに發動し、赤色工會領導の下にあらゆる闘争に於て常に青工の特殊利益の要求を爲す。但し、全體工人の利益を妨げてはならぬ。

六、産業工人中に在つては、特に童工の利益に注意し、手工業及店員に在つては、徒弟の待遇改良、年限短縮等の闘争を發動し、徒弟制度廢止を宣傳する。そして此の種闘争の勝利を以て、一方では工人中の行會思想を打破し、一方では成年工人の同情と援助とを誘起しなくてはならぬ。殊に、工會は積極的に徒弟の闘争を領導し、全體工人を引導し、一致して資本家に進攻し、且つ徒弟と成年工が資本家の煽動や行會思想によつて衝突しない様にする。

七、工會の刊行物中には、青工運動の消息と宣傳材料とを必ず加へる。一切の宣傳物に於て、青工の特別要求と闘争の標語に注意し、青工の宣傳と煽動に止まらず、成年工に對し積極的な青年闘争の擁護を宣傳する。

八、各級工會組織中、青年團員が指導機關中に参加し、且つ青工部の工作を主持すべきものとする。團の青工運動に對する工作は、團の支部組織の大衆中に於ける核心作用であり、同時に工會組織の經過によつて青年運動の一切工作計畫を實現するものである。」

第五項 國民黨と労働運動との關係

第一目 從來の關係の大勢

國民黨と労働運動の關係は、共產黨との合作前を一口に云へば、國民革命運動に對する革命的ナショナルブルジョアデーとしての必然的同情の態度が基礎となつて居る。随つてそこには、個人的な参加があり、團體としての援助がある。香港海員罷業(第一回)前後に於ける國民黨と労働者との關係がそれである。此の關係は、共國兩黨の合作に依つて一層密接になり、國民黨は國民革命への被壓迫階級聯合政黨として労働運動に對し必然的な支持態度を示した。此の關係は國民黨第一回大會及第二回大會の宣言が明瞭に物語つて居る。(註一)此の間に於て、労働組合法も比較的満足なものが公布され、労働運動を壓迫する舊法令も廢止され、一般労働運動に對外的なものには徹底的な援助が與へられた。此の傾向は、五卅運動及香港對英ボイコットに於て最も明瞭に示されて居る。だが、労働者の組織と力量の擴大に隨ひ、又ナショナルブルジョアデー自身の勢力擴大につれて、聯合戦線が必然的に分裂するや、兩者は全然對立關係に立ち、後者は前者の急激な勢力を抑へる爲一時徹底的な手段を必要とした。一九二七年四月以後に於ける各地の所謂白色テラーの實演がそれである。だが、前者の新しい發展に押されて漸次妥協的な態度になり、その革命的傾向を制する必要が感じられた。國民黨自身の新しい組合運動、即ち一九二七年五月以降に於ける工會統一委員會組織當時の方法を一新せるところの各地黨部指導下の「組合」組織がそれである。上海工團聯合會系統との聯結に依る右翼組合の支持がそれである。昨夏の所謂仲裁々判制度等が亦それである。だが、最近國民黨自身の内部に於ける民族資産階級と、封建地主を代表する階級との闘争が激烈に展開し、不斷の政界の動搖、一般青年の思想的動搖を現出し、労働階級に對する新しい政策一例へば労働法の制定、其他社會政策的諸設備諸事業の規定等は全然停頓して了つて居る。

然らば、かゝる状態の下に於て、今日の國民黨と労働運動の關係は事實如何なる形態にあるか？

第二目 今日の兩者の關係

最近各地の労働者は、かの黨部指導下の組合に於てすら國民黨當局の壓迫にも拘はらず、頻々として罷工を起しつゝある。これは以前の組織の破壊後に於ける寧ろ自發的な傾向であつて、眞實労働者の生活状態の絶對的立場から來るものである。随つて一旦起つた此傾向は、壓迫が加はる程、益々擴大する。同時にそれは新しい組織へと展開する。同時にその不斷の失敗は、國民黨に對する労働者の信用失墜となる。

労働者のかゝる最近の自發的闘争は、特に廣東及び武漢、上海等に著しいが、中でも上海は代表的である。労働者が何故にかく自發的に闘争し出したか？彼等の屢次の失敗は、彼等を如何なる傾向に導きつゝあるか？次に示す南洋煙草浦東分廠の罷工に對する南洋煙草工會、華成電器工會、第一織造廠工會等八工會聯合の援助宣言(一月)は明かに之れに答へて居ると思はれる。

「全上海の工友！ 火は跋に燃え附いた！ 一齊に起つて援助せよ！

過去に於て吾人は、總理が吾人に指示せる、並びに中央が吾人に誥誡せる所謂「工人の地位を高める爲めには先づ國家の地位を高めよ。」「工人の生活問題を解決することと國家經濟を解決することとは、二者同一原則即ち生産の増加にある。」等の標語に隨つた。吾人は毎日「勞資合作」「努力生産」を叫んだが、其の目的は資本家の營

業發達によつて吾人工人も間接にその餘澤を得んとするに在つた。

だが、事實は如何！吾人は完全に失敗した。見よ！南洋煙草公司浦東分廠は數千工人の痛苦を一顧だにせずして停業し、新々公司の工友は經理馮自由の種々非法壓迫の爲め遂に罷工した。其他、呢絨、文記絲織等の工人亦相繼いで資本家の壓迫の爲め四方に叫び出した。滿城風雨、哭泣連天、然かも一切の惡勢力は依然として吾人に積極攻勢を取り家々皆滅亡せんとして居る。

吾人工人は如何に地位低落して居ても、やはり生を求むる人類である。平日機械の如く働いてその膏血を資本家に捧けて居るが、結局は「狡兎死して走狗煮らる」である。

全上海の工友！彼等現在の艱難流離の慘狀は即ち吾人將來の榜樣である。吾人は當然彼等の爲めに全力的援助を爲すべきであらう。」

だが、労働者の最近の傾向を示し、且つ國民黨の労働運動に對する最近の傾向を一層明瞭に示す例として、昨年十月の上海郵便罷工(註二)並にその罷工に對して爲された國民黨中央執行委員會の「全國工會工人を誥誡するの書」を擧げることが是非必要である。之れは同時に最近の罷工運動の環境を代表的に物語るものである。

全國工人を誥誡するの書

「中國國民黨は孫總理の三民主義及革命方略により努力奮闘今日に至る。既に軍閥を掃滅し全國を統一し訓政を開始し建設を祈求するに際しては、綱紀を肅清し國民を善導し、且つ亂源を絶ち不良分子を一掃して、共に心理

社會、政治、物質の四方面の建設を目標として前進せねばならぬ。然るに、上海の郵政従業員は不幸にして自身の地位及び責任を明かにせず、突然罷業を起し奸人に流言の種を與へ社會の反感を買つた。之がために我が政府が郵政權の回收運動を進行し、郵政従業員の組織の鞏固なる組織が漸く成らんとして、徒らに罷工行動に出で種々なる妨害を加へられたるは實に遺憾である。中央當局は我が國家の生産事業が未發達にて労働者の組織が幼稚なるを思つて苛酷なる詰責をなさず、此次の罷業者の生活上の要求に對しては郵政事業の將來に不安を與へず一般經濟狀況の許す範圍内に於て、交通部に命じ責任を以て解決を圖らしめ紛糾を避けた。

一郵政従業員の誤解からの罷工は一小事件に過ぎないが、一般の労働運動が今日尙正確な思想を有してゐないから、それが民族の前途に及ぼす影響は實に憂ふべきものがある。本黨は過去十數年軍政時期に於ける革命事業は國內の障礙物を除去することを主としたるが故に、民衆運動に於ても唯だ全國民が協力國家を救ふの精神を喚起せしめ北方軍閥と奮闘せしめんが爲に努めた。然るに此二年來共產黨は之を利用して、完全なる一個の民族の革命力量を分割し、農民に運動して農民を手離し、労働者に運動して労働者を手離し、暴動反動を醸成せしめ遂に國民革命を敵とするに至つた。人民は當初革命と反革命の分野を明かにせず彼等の横暴に任かせて細民を塗炭にし、放火掠奪をなし、郷村を廢墟と化せしめた。今日に至つては、人は皆共產黨の兇暴を知り深く之を憎惡するけれども未だ本黨の労働者及び労働者組合(工會)に對して持する原則の如何なるものかを辨へず、甚しきは黨員すら判然たる認識を有たず時として妄動に走り、個人主義を以て労働者團體を指揮し労働者組合(工會)を労働

者自身に屬せしめず又全國民黨に屬せしめず、且つ國家に屬せしめざることがある。表面は労働者團體の指導の如くでありながら、時としては黨及び國家の利益を離間する個人主義的な運動を發生する。故に黨國の系統と權力は確立し得ず革命の主義が深く人々の心に入るを得ず、人民が革命に對して其總合的能力を貢獻しようとする欲しも、之が爲めに黨に力を集中して組織あり秩序ある三民主義的戰闘をなし得ざらしめた。斯くの如くでは將來、革命の傳統的敵人が復活し中國民族も必ずや不幸を招くであらう。

國民革命の完成までにはまだ遠い。蓋し軍閥は既に掃滅されても、帝國主義の積患なほ甚しく、人民は一安心したもの、全民族の受けた瘡はまだ癒えて居らぬ。今後本黨は訓政の大任を負ひ、全民族の忍耐刻苦勤儉沈毅協力一致の精神を喚起し、百折不撓の偉力を養成し、之を以て國家の束縛を解除し經濟事業の發展をはからねばならぬ。かくて始めて大多數人民の生計が進歩し得るのである。國家をして之を完成せしめるには必ず過去一部黨員の誤解から生じた實際運動を糾正し、本黨の労働者及労働者組合に對する原則を力めて鮮明にするの要がある。労働者は中國民族の經濟新生命の主力である。もし労働者にして本身の國家と相關聯する地位、及び其國民革命の目的を完成する上に負ふべき責任を明かに認識せず、たと本を忘れて末に走り、小のために大を誤り、國家を犠牲にしても一己の安全を期し、萬民を塗炭に苦めても一己の安堵を得んとして、彌縫の愚策をなしたならば、其結果たるや、全國人民の生計を根本から覆滅し去らねば已まぬであらう。此事を説得し適切に解釋して全國労働者に勉勵すべき所を教へねばならぬ。

労働者は皆國民の一分子である。個人の幸福を求めんには先づ必ず救國の任務を果さねばならぬ。孫總理は民國十三年五月一日全國労働者に對して沈痛なる遺訓をなして曰く、中國労働者地位の低下は完全なる中國の國家が各國帝國主義の種々なる壓迫より蒙つた痛苦に原因するものであると。蓋し一百年來列強は皆不平等條約によつて中國人民の權利を剝奪し我が國民は此賣身契約書の束縛によりて知らず識らずの裡に列強の奴隸となつて終ひ殆んど其政治を改革し實業を發展せしむる能力及び自由を失つたのである。辛亥革命は幾多先烈の血を以て清朝の專制を推倒して一重の奴隸より脱却し得たが各種の不平等條約はまだ廢除されず即ち全國民の賣身契約書はまだ奪回し得ない。民國元年以來軍閥の起伏相繼ぎ、吾人は國民革命の努力を繼續し帝國主義の走狗と相戰つた。數年來惡戰苦闘の結果、全國の労働者は漸く帝國主義は一致協力しなければ驅逐し得ず、徒らに重ねて共產黨の利己的な誘惑を受けて革命に阻碍を來たせば、我國民の賣身契約書は其有効期限を延長し帝國主義は將に絶えんとする壽命を保持するを得せしむるに至るべきを知つた。今や軍閥は既に掃滅され今後の任務は最近百年來積り重つてゐる賣身契約書を收回し國民最後の一重の奴隸より脱却するに在る。全國労働者は一切の不平等條約の存在は實に帝國主義をして我國の咽喉を扼し、我國の産業を管理し我國の金融を壟斷し我國の膏血を吸收し我國の治權を掠奪するものなることを知らねばならぬ。抑も國家が此危急な時に際會すれば國民の地位は當然低下し労働者の地位は更らに低下するものである。故に今日中國労働者にして自己のために地位を獲得せんとして、もし自分一己の地位にのみ目をつけて相争つたならば争ふ程益々破滅に陥る一方である。

全國民の地位を想ひ國家の爲めに争ひてこそ益々向上することが出来るのである。

今後人々は臥薪嘗膽忍辱負重の決心を以て十年の生聚十年の教訓の成績を作り出してはじめて國家の桎梏は解除され、國家の地位を高めることが出来る。孫中山先生は云つた。工人は自己の團體中に責任あるのみならず、自己の團體化に尙ほ重大な責任をもつと。

この種重大な責任は何であるか？それは國民の責任であり、即ち國家の地位擡高を擔當する責任である。若しそれを擔任し得ないならば諸君は外國の奴隸となくなつてはならぬ。

若し此責任を擔任し得れば、中國は世界の一大強國となり、諸君は世界の第一等國の工人となる。諺にも云ふ如く、水漲つて船高く、水落ちて船低しと。國家と人民の地位亦然りである。國家の地位高まれば、工人の地位亦自然に高まる。現中國は列國の壓迫を受けて已にその極點に達してゐる。工人にして、國家の利益を以つて重しとなさず、獨り自身の利益の増進を求めんと欲するが如きはあり得ない。

又一國人民の、農工商學各階級が、各その私をのみ顧みて國家共同の利益を念はない時、その結果は必ず、孤舟を大海に駛せるが如く、同舟の人は相互に害して、遂には同様に溺死せざれば已まない。故に工人は此理を知らねばならない。中國は實に大海の如くである。一孤舟が怠工し、又は罷工その他の階級闘争の手段をなすが如きは、本國人民の産業と秩序を破壊し、工人自らを覆滅するものである。吾人は工商各種職業の任務外に實に救國教民の大任がある。國愈々危くして民愈々弱く、則ち此の大任は必ずこれに隨つて加重される。

若し處々に満足を求めて、尙不滿なるものありとして、社會國家の公利を顧慮せず、これを破壊し、洩憤するが如き事あれば、これ軍閥、官僚、土豪、劣紳、守財等の謂ゆる世詬病と異らない。我全國工人は萬々彼等の踵を蹈み、覆轍するは不可である。凡そ我工人は、これを知つて生存してこそ民族は従つて繼續され、社會はこれに依つて進歩する。皆人は此精神を具有し、我黃帝遠祖は此精神に基いて中國を建設し、子々孫々、今日に傳へられたものである。

我革命の先烈、亦唯此の精神を以つて舊惡を除き以つて新らしきを造つたもので、吾等が死後は又此の精神を繼ぎ、努めて以つて千百年後の中華民國の偉基を建てる。個人生命は數十年に過ぎず、而して此の數十年の生命の價値は則ち唯未來子孫に報ひ、永久の福利を延長するに在る。吾等工人は、吾民族遠祖列宗の遺傳を得て、土地廣くして物富み天府の國、利は無窮である。唯須らく吾人は刻苦勤勞の精神を以つて、全國同胞のあらゆる聰明才智を合し、努力して、生産に當るべきである。則ち人々の福利は直ちに成り、而して工人未來の享受は亦必ず無窮である。若し刻苦勤勞の決心なく、現在の犠牲を忍ばず、未來の幸福を得ずして、眼前の經濟能力以上の享受をのみ思はゞ、則ちその結果は唯目前の一切は皆危境に陥り、未來の福利又期待し得ない。甚しきに至つては、中國民族の子孫亦絶滅されるであらう。

故に我工人は、必ず須らく切實に猛進し眼前の享受を貪らず、而して従前祖宗創業の辛勞を想ふて眼前の分に過ぎたる需求を貪らず、而して亦未來子孫に對する責任を忘却しない事は、これ人類を生存せしめ、社會を延續

し、文化を継進する唯一の關鍵である。凡そ我工友はよろしく此立脚地に立つて、再び一般の對時間空間の責任を負はざる者の誘惑を受けてはいけない。中國工人は應に深くそして切實に現在國家の經濟現狀を知つて、全國上下、共に正當の解決を謀らねばならない。總理の言葉に、中國の經濟現狀は全國皆窮すと。この窮せる最大原因は、各國帝國主義が不平等條約を以つて我國に臨み、而して外國資本家は則ち亦不平等條約を利用して、我國經濟の命脈を吸盡するに在る。五年以前、各國は舶來品を以つて我國の金錢を剝削する事毎年五億、而して今はこれに倍す。五年以前より、外國の中國に銀行を設けて我國人の血汗を搜刮したる亦數十億に達し、今日に至つて必ずこれに倍してゐる。故に唯經濟よりこれを云ふも、中國人民は實に全體が列強帝國主義と資本家の壓迫を受は、亦け、一片の免れるものもない。加ふるに中國機器生産始められてより今日に至るも、尙外國と同様の大資本家と壓迫工人の現象がない。

吾等が最も痛心するところのものは、唯外國帝國主義の壓迫と、外國資本主義の剝削である。國內には、則ち尙何等強大の資本家なく、以つて我工人を壓迫せず、茲兩年來の工潮の事實に就て云ふも、反つて小實業家が工人の壓迫を受け、小工廠が工潮の摧毀する所となつた。而して其終極は則ち小實業の工人をして轉じて流離職を失ふこととなり、工人が人を壓迫して、その結果は自らをして惡現象を造成する事となつた。生産の發達しない國家に在つては、工人の怠工、罷工等種々なる階級闘争の方法は、其弊獨り社會の生計を破壊するのみならず、抑も工人自らの痛苦を増加するものである事を知る事が出来る。我工友は切に嘗て自ら受けたところの經驗を以

つて國家經濟の情況を洞察し、工人の生計問題と國家經濟問題の二者を解決するは、實に同一の利害に在るを知らねばならない。即ち同一の原則に基くものであるが、其の同一の原則とは何か。即ち生産の増加、これである。蓋し外國貨物は我國中に充ちて我國人民の膏髓を吸収してゐる。則ち我國人民は本國貨物を製造してこれを抵制し、始めて吾人の膏血を保障し得るのである。外國資本家は元來大規模なる生産を以つて我中國を壓迫し、且大銀行の紙幣を以つて我國金融と財政を壓倒してゐる。則ち我國人民は、惟勤勞節儉して積蓄提唱、國民は自己の積資を以つて諸々の國家の大生産事業に投じ、以つて交通を發達せしめ、富源を開闢し、始めて外國の資本主義を排除し、其貨幣の侵略を排除し得るのである。

これを一言にして云へば、我國民が今後の救國自救の道は、只全國上下、共同努力して生産の増加を圖る事が根本の策である。生産を増加せん事を欲せば、國家は則ち宜しく不平等條約を取消し、海關を收回して實業を保護し、貯蓄を獎勵して、勞働法を制定し、而して工人は宜しく自己の技術と能力を増進し、勤儉耐勞の習慣を養成して、工作の効能を増加せしめる。斯くして國家の實力は始めて勃興し、工人の生計亦自ら充實されるのである。これを大貧小貧の社會に比較するのは、不徹底な生活解決者を求めると何等異らない。

全國工友は目前工人の生活が既に其他の職業界中の人の生活に比較して優裕者たるを知るべきである。中國は一個患貧の國家であることは固より人々の知る所である。試みに一顧せんか、中國人民の大多數は農民である。農民の生活は則ち披星戴月、終日勞働、刻苦操作、寒暑間なく加ふるに我國の科學落伍、農具不良、耕種方法簡

陋甚だしく、之れが爲めに生産狀況毫も進歩がない。又農村の組織未だ備はず政治寧からず、匪禍各地に遍く往々天災ありて益々其苦を増す。幸にして勤勞獲る所あるも、納税償債猶足らざるあり。之れ即ち農民の苦である。

次は即ち兵士の生活である。兵士は餉銀少く忍飢耐寒國家の爲めに服務し、平時は訓練操作日に必ず十時間以上、然も一旦事あれば則ち呼吸存亡自主するを得ない。幸ひ生還しても斷肢折股廢人となる。是れ兵士の犠牲である。

又その次は即ち一般失業者の生活である。失業者は實に積儲なく獨身漂泊到る處就くべき職を得ないで殆んど餓殍の鬼たらんとして居る。之れ亦一般失業細民の厄運である。故に舉目全國大多數の苦況を見るならば、工人の生活は其貧苦農民に如かず、其犠牲兵士に如かず、其凄慘亦一般失業大衆に如かない。一般社會の情形かくの如し、然かも工人尙ほ日に定業あり夜定所あるの生活に不満なりとし、却つて全國大多數の窮苦其極に達せる同胞に向つて自己の増益を求めんとするや！凡そ人心あるものは必ず此に出ずることなし。

此に特に全國工友に告ぐ、「國民今日救窮の責任は、先づその急とする所を先にし徐ろに緩なるものを謀るに在る」と。本黨は此の天職を深く信じ、社會安寧の奠定、一切害民の伏弊の消除に努力し、同時に國家現有の能力を以て實業を開發し、國民の爲めに産を造り農民をして増益あらしめ、失業者をして歸宿する所あらしめ、一切の流亡廢疾者をして救死扶傷の望あらしめる。全國工友は此の時に當り平心靜氣の自省を爲し、有餘の力を以

て同類相愛の情を盡し、政府と協力して國家社會の建設に努力すべきである。

若し全國人民の生活如何を顧みず、共產黨人の階級意識の妄言を誤信せば即ち一階級生きて全國大多數の同胞は死し、一階級は存在して中國全民族の生機は絶える。如何なる階級も獨自にては存在し得ない。

我國工友の知るべきことは、中國民族の生路も工人の生路も共に孫中山先生の遺訓を堅守するにあることである。孫先生の遺訓は廣義に云へば、人々朝夕研究して盡す能はず、狹義に之を言へば、即ち吾人が全國人の救國の精神を三民主義の理論と方略の下に團結せしめ、之れによつて全民族の獨立生存を求め、全民族の政治秩序を建設し、全民族の經濟事業を發展せしめるにある。

本黨は今後必ず全國人民と提携し鞏固の政權を運用し、善良の法律を制定し、建國大綱建國方略の計畫に基き全力を以て國民建設工作の後盾となるであらう。

本黨が此の目的に向つて進行するの間、政府は之れをして建設負荷の能力あらしめ、法令規章は必ず之れをして能く國民生活の穩固と安寧とを保證せしむべきである。

我工友は、「政府の此の建設の期間、凡そ鐵路、郵政、電氣、及び其他の交通事業乃至は各省地方政府經營の基本工業は皆國家の公用事業であり、且つ公用事業の勞働者は即ち國家の服務人員であつて、其の地位優良、其の責任亦重大である。隨つて尋常自利の輩と自己を等ふし、人の誘惑を聽いて怠工罷工の岐路を踏んではならぬ」ことを知らねばならぬ。

又、所謂公用事業は個人資本の事業と異り、個人資本主義に對する態度と方法を以て之に應ずることは出来ない。かくの如きは却つて國民の義務を排棄し政府に反抗し國家に反抗するものと云ふべく、詳しく言へば、公用事業は各方民生主義の事業であつて、其用は人民全體の需要に應ずるにある。其の關係は、人民全體の安寧維持の上に存し、其の目的は社會の福利増進に在る。即ち決して個人資本主義の工業に對する態度を以てそれに對することは出来ない。これは反つて人民に反し、社會に反するもので、その結果は、社會の嚴格なる制裁を受くるであらう。此の意義を明かにせば、即ち政府の公用事業工人に對する處置は如何なる方法を採用にしても社會の要求と人民の需要に應ずる正當の行爲であることが知れるであらう。

我國民數十年來の苦闘は今に至つて民國の前途に一線の光明を投げるに至つた。今後の責任は既往のそれよりも一層重大であつて艱苦亦一層烈しいであらう。我工友が以上各條の意義を充分に了解し、民族生存競争の容易ならざることを思ふならば、人々は當然雪恥の精神を以て三民主義を信仰し、本黨の指導の下に建設の前驅となり、又工藝技術の爛熟と生産力の増大、企業組織の完備を計るべきであらう。かくてこそ國家の生産は發展し、中國をして帝國主義と未來百年の勝敗を決せしめ、中國民族をして百年の恥辱を雪がしめるであらう。中國工人それ深く之れを念とせよ。

要するに、中國労働運動は、その殖民地プロレタリアートの環境上、即ち新舊封建勢力民族資産階級の壓迫と外國資本主義の壓迫下に在つて、一切の運動が政治的闘争であつて始めて大衆はそれに跟從する。經濟闘争の範圍に留まらんとする組合運動及び此の種運動を支援誘導せんとする努力は、結局、政治闘争に指導する運動に壓倒され、結局に於て最も明瞭な階級對立的闘争が展開するであらうことは、中國労働運動の、即ち中國無産階級運動の觀察に於ける最も重要な結論を形成するものであらう。

(註一) 國民黨第一回大會に於て、既に労働者の生活改善に對する一項が(例へばその政治的自由の如き)原則的に簡單に宣言中に加へられたが、その具體的表示は左の第二回大會の決議に於て始めて爲されて居る。

労働運動決議案

(一) 本黨が労働運動に参加する意義

本黨は其改組後労働運動に注意し、既に第一回全國代表大會の宣言中にも、之れが意義の重要なるを反覆説明し、且つ對内政策中にも「労働法の制定、労働者の生活状態の改善、労働團體の保證及びその發展の援助」等の條文を明白に規定したのである。蓋し本黨の國民革命事業は、元來民衆を喚起して團結せしめ、民衆の基礎確立を根本に置いて居るからである。

労働大衆は各界民衆の中で最も重要なもので、若し之れを捨て、顧みないならば、所謂民衆の基礎は決して確立しない。殊に、労働大衆は現社會制度の下に、經濟的、政治的壓迫を受くること甚だしく、隨つて解放を要求する其の叫びは特に切實なものがある。それだけに革命的傾向も亦強烈である。

本黨の革命の目的は民衆の苦痛を除くに在る。此の目的を貫徹する爲め、最も甚だしく壓迫され、最も強い革

命性を有する労働大衆に對し、一面深甚なる援助を與へて其戰鬥力と組織とを強大ならしめると共に、一面種々な方法によつて彼等の同情を獲得し、彼等と密接な關係を保ち、本黨をして労働大衆中に偉大な革命の基礎を樹立せしめねばならぬ。

これ、前總理及び第一回全國代表大會が労働運動に特に注意した所以である。大會は吾黨が總理の遺訓及び第一回全國代表大會宣言中の規定を遵守し、各種労働運動に對し參加努力すべきものなることを認める。

(二) 過去の活動の批評

過去二ケ年に於ける本黨の労働運動に對する活動を觀察するに、それは逐日發展し、労働大衆の本黨に對する同情は日一日と深くなりつゝあるが、然し活動中の缺點も亦少くない。今其の最大なる三點を左に擧げる。

A 本黨の労働運動は、未だ労働者生活狀態改善の政綱をば、労働者に充分宣傳し得ないで居り、且つ未だ之れを實行し得ないで居る。

B 少數の黨員は黨と組合の組織の上の關係を知らず、常に黨の組織と組合の關係を混同し、一面黨の活動の特殊な意義を喪失すると共に、一面労働大衆の黨と組合との觀念を曖昧ならしめて居る。

C 各級工人部の組織何れも充分完全ならず、且つ活動に經驗乏しく、之れが爲め全體としての統一的活動が缺けて居る。

(三) 労働者生活狀態改善の具體的問題

- A 労働法の制定
- B 八時間労働制の主張と、十時間以上の労働禁止。
- C 最低賃銀制の制定。
- D 少年及婦人労働者の保護。十四歳以下の少年の労働禁止。學徒制の規定。妊娠中の女工に對する六十日の休暇及び其間の賃銀支給。
- E 工場衛生の改良。労働保險の設置。
- E 法律上、労働者の集會、結社、言論、出版、罷工の絶對自由。
- G 財産及知識に制限されぬ普通選舉の主張。
- H 労働者教育の勵行。労働者文化機關設置の補助。
- I 労働者の生活的及消費的共營事業の積極的贊助。
- J 請負制度の廢止。
- K 定休日の賃銀支給。

以上諸條件を實現する爲め、労働運動に参加して居る本黨々員は皆切實に宣傳の責任を負ひ、本黨指揮下の政府は漸次之れを實行して行かねばならぬ。又本黨政府の下に、労働代表の參加する検査機關を設け、前述條項の執行を検査せしめるを得。若し本黨政府下の企業機關が前述條件の實行に違背せるものある時は、本黨は、労働

大衆の利益に立脚して其錯誤を糾正し、措施の失當によつて労働大衆の利益を顧みぬが如きことがあつてはならぬ。それが若し黨政府勢力の範囲外での場合は、即ち労働大衆を糾合して前述各項要求條件を携け、之れを以て労働者戦闘の目標とする。且つ、前述要求は國民革命實現後に非ざれば具體的實現は達せられぬことを説明し労働者の徹底的な覺悟を促す。

(四) 黨と組合との關係

- A 黨は政治的目的を同じくするものの組織で、組合は經濟的目的を同じくするものの組織である。黨は組合に對し、政治上には指導の地位に立つが、然し組合をして其獨立性を失はしめぬ。
- B 組合中の黨員は組合の中心とならねばならぬが、然し黨と組合の組織を混同してはならぬ。殊に其の經濟は明瞭に劃分して居なければならぬ。
- C 黨の政策が組合の政策に影響するは差支へないが、然し組合をして全然無策のものとし、民衆としての主張及び地位を失はしめてはならぬ。

(五) 本黨工人部の事業

- A 各級工人部の組織は速かに完成させる。そして労働運動事業の重要な地方には、必要時、黨部から責任ある黨員を派遣して黨の工人部の指揮下に、労働運動委員會を組織し、労働運動方法研究の機關とする。
- B 労働運動の各種機關に對しては、中央工人部は進行計畫を定めて各級工人部の執行を指揮する。そして各級

工人部は中央工人部の指令を得たる後、責任を以て活動する各黨員に轉令する。

- C 中央工人部は定期出版物及び各種パンフレットを發行し責任を以て各地に労働運動に従事する黨員に配布してその資料に當て、且つ相互の討論機關とする。

- D 各地工人部は平常の状況を報告し、中央工人部に全国各地の労働運動の状況を明瞭に知らしめ、且つ各地工人部の活動状況を考察し得せしめる。

(六) 目下の労働運動の注意すべき點

大會は目下國內に於ける労働運動の状況を觀察し、本黨目下の労働運動上の活動は、前述各項に根據して其の實現に努力する以外、左の各項にも亦注意しなければならぬとする。

- A 五卅運動以後、國內労働大衆は既に經濟闘争に進んで來た。各地(殊に上海及び廣東)の反帝國主義運動には何れも廣大な労働大衆の参加あり、且つ重要な役割を演じて居る。本黨は宜しく此の機會を利用して、労働大衆中に於ける革命の宣傳に努力し、國內労働大衆をして政治闘争に明瞭ならしめ、一時的ならぬ即ち長期的に労働大衆の政治闘争に於ける持久性を養成せねばならぬ。

- B 國內労働大衆は五卅運動により既に相當の教訓と經驗を得て居る。又全國に就いて觀察するも、既に相當の進展がある。此の半年來の各地労働運動の勃興及び各地労働者の聯合組織の發現等、皆中國労働大衆團結力擴大の表徴である。吾人は此の機會に於て偉大な援助を與へて其異常な發達を促進し、全國労働者の大同組織、

即ち中華全國總工會及び各産業的、各地方的の聯合組織を完全な、獨立的な、そして統一的な組織とさせねばならぬ。

C 帝國主義者及其道具（軍閥、大商人、買辦階級等）は労働大衆が一日と自覺して行くを靚、種々残酷な手段を以て労働大衆及其の團結を壓迫摧殘して居る。甚だしきは、故なく労働者の指導者を慘殺して居る。之れ等の事實は労働大衆を激發し其反抗運動を愈々猛烈ならしめて居る。こゝに於てか吾黨は之れを極力援助しなくてはならぬ。

（註二）上海郵便罷工は一九二八年十月二日發生した。之れは全國郵工薪給制度を改め、上下待遇の極端なる現在の差別を制限し、組合を承認し、且つ組合の經費を支給し、組合員の生命地位の安全の保證を要求する、賃銀値上、待遇改善の罷工であつた。此の罷工は全国各地郵便労働者下級事務員の協同行動の風潮を誘起した爲め、南京政府は上海黨部に命じ軍警を動員して極力之れを壓迫すると共に一方労働者の代表を南京に召致して妥協を進め、遂に労働者の要求を骨抜きにして罷工を解決した。

此の解決に當り國民黨中央は別項の有名な宣言を發したが同時に蔣介石自らも宣言を發し、此の中に「本黨は大多數工人の利益を保證する爲め保育の責を負ひ決然として制止を加へざるを得ない。工人保育期間は本黨は父師の子弟を訓育する如く、嚴責固より壓迫に近い。溺愛亦良規に非ず。如し法外の行動の罷工に同情するものあらば、即ち政府は斷然として假借する所なかるべし」と云つて居る。

之れ等は最近の國民黨の労働運動に對する最も明白なる態度の表示として一般労働者に渺からぬ影響を與へた。

第六章 農民運動

第一節 序言

無産階級運動の發展は、廣大なる農民大衆の獲得に依つてのみ達成し得られるものであるといふことは、中國無産階級運動者の根本信條を爲すものである。

中國は依然たる農業經濟の國であつて、全人口の七十%は農民であり、その又大部分は今日の環境下に於て、非常なる生活不安の上に坐して居る。農民大衆を獲得するか否かは、無産階級運動の成功的發展が達せられるか、民族資産階級が成功的に支配權を確保するかを決定する根本問題である。

本稿は以下僅少の頁に於て、此の重大な農民運動の現状の大體を述べることとする。

第二節 中國農民運動發展の客觀的一條件

農民運動の發展を述べる前に、是非とも必要な前提として、今日の農民生活の客觀的な狀態を略述すべきであらう。

中國の農業經營は小農經營であつて、自作農中の小農、小作農、自作兼小作農が最大多數を占めて居る。之れ等の小農貧農の生活は、民國以來絶ゆることなき兵亂の爲め日に動搖し、その破産、失業は年々著しい増加を示して居る。

今、民國七年農商部の統計を見るに、

農家總數	四三、九三五、四七八
自作農家	二三、三八一、二〇〇
小作農家	一一、三〇七、四三二
小作兼自作農家	九、二四六、八四三

で、全農家の五〇％は小作農及小作兼自作の貧農である。然かも残る自作農中、三百畝以上の地主は自作農家數中の一二％で、五十畝以上の地主が三六％、残る五二％は皆五十畝以下の小農である。そして近年の政治經濟上の環境は前に言つた如く益々急激な小農の没落と貧農の失業を招來し、従つて著しい耕地の減少と荒地の増加とを來しつつある。

そこで今度は普通農家の實生活が如何なる程度のものであるかを検討してみよう。假りに一家五人暮しとして顧復氏が一九二三年春に於ける蕪錫地方の物價を標準として計算した一年の最低生活費を觀れば、

飲食費 百八十元

内譯 米麥每日三角、即ち年一〇八元、蔬菜年三十六元、薪炭及調味料同三十六元。

衣服 廿元

房居 十二元 (修繕を含む)

教育 六元

交際 十元

醫藥 十元

婚喪 十元 (平均十年一度に百元とみて)

賦稅 六元

雜費 二十元

計 二百七十四元

これに對する収入は、

作物 百四十元

内譯 田地十畝、夏稻一畝約一石五斗、八元、冬の麥同八斗、六元、稻及麥稈二元、計百七十元より肥料

(一畝三元)代を差引く。

蔬菜及飼畜 三十元

養	蠶	二十四元	
雜	收	入(其他の副業、臨時の被雇等)	四十元
計		二百三十四元	

此の計算は相當の收穫ある年を標準としたものであるが、それでも尙彼等の生活は働けば働く程益々破産へ前進する事態を示して居る。又金陵大學の某教授の計算では自作農に於て一畝年十七元以上を損して居る。然かも之れ等の計算には農民自身の勞働に對する評價は加へられて居ない。

湖北、湖南に於ける農民生活の實狀に就ての直接の見聞も亦、これ等の概算が大體に於て當つて居ることを實證する。

かくの如き農村の一般的な衰退、小農以下の生活の極端なる苦境が、各地の農民の激烈な闘争となつて現はれ又一度それが適當な指導を得るに及んでは如何なる大衆的勢力を示すであらうか？ といふことは最早問題とはならぬのである。

以上に於て吾人は、中國農民の大多數を占むるものが如何なる環境にあるかを見たが、之れ等の状態に就いて最う少し突き込んで觀察する爲めには、一九二四年五月の廣東全省農民協會の第一次代表大會の宣言が、最も正しくそれが材料を提供してくれる。且つ又此の宣言に示された廣東農民の一般状態は、獨り廣東のみならず、全國各地の農民の上に殆んど何等の訂正を用ゆることなく適用し得るものである。即ち左に該宣言中の要點を擧げて見る。

「吾人の現今經濟上受くる所の苦痛の最も烈しく且つ共通的なのは、第一は高利貸である。手取り九角に對し月利四角をとり立てる。そして利息の重きこと、廣東各縣では殆んど毎月一兩につき三割が普通で、甚だしきは六割を要求する。殊に慘酷なるは「父債子還」で歴代の破産を迫る。

第二は質屋の重利剝奪であつて各縣では毎月三割の利子を普通とする。第三は一般奸商(買辦階級)の居奇壟斷である。吾人の賣出す農産品は凡て彼等の手を経るに當り價額の低廉と量衡の大なることが要求され、吾人が買入るる消費品(肥料、農具其他)は高價と量衡の減小が要求される。中にも最も悲惨なのは米價の吊上げである。

第四は一切の苛税雜捐及額外の征收である。内、田土業個保證費(廣東大學費は一畝に就き毎年二角)は特に苦痛であるが、此の外、左に僱農、小作農、自作農等の實狀を擧げて見よう。

(一) 僱農 彼等は一年中苦しい工作(一日六七時間を除き他は苦しい勞働に従ひ、香山、順德方面では此六七時間の休息すら充分に與へられない)に對し賃銀は一年百元を出せず、此の外には僅かに劣悪な食物を供せられるに過ぎない。仕事が稍不謹慎であり又は雇主に稍不恭順であれば牛馬の如く鞭撻慢罵される。青年僱農及女工の工作亦一般成年僱農と同様で然も賃銀は低廉である。青年僱農中の甚だしい例では一年の勞作に對し食料と粗末な衣服が與へられるのみで一文の賃銀を得ぬのである。

(二) 小作農 小作の地租は少くて四分六分(地主六分)―(廣寧花縣等)―である。彼等は契約に當り小作代保證金として廣寧地方では一畝二十元、香山方面では稻田每畝十元以上、桑田では少くも二十元を取られる。尙此

契約に當り一定の小作料の外に田信雞、田信鴨、田信米等を要求される。そして小作料は前納するのが多い。(寶安、香山、東莞等)。若し前期に納めないと、小作料支拂の時に至つて地主は特別大の秤衡を以て彼等を搾取する荒年で收穫なくも地主は寸毫の容赦もしない。之れのみならず、地主は隨時小作料を増し、田を換へて小作人を苦しめる。

特に烈しいのは包農制である。(即ち二重地主)之れは香山、順德、東莞方面に於て甚だしい。香山の例を引かう。彼等は資本を集めて會社を建てる。そして地主から土地を賃借して之れを小作人にあてがう。此の契約以前に小作人が直接地主から土地を借りて居ても會社は強迫して會社から借りることにさせる。そして會社の小作料は地主直接ならば毎畝十二元(稻田)でも、十六元はとられる。香山の第九區羅伍沙では數人の資本家が十六萬元の資本で一興業公司と一農業公司を設けて大規模に之れを行ひ、土地の農民組合員の大半は之れに因つて失業して居る。

(三) 自作農 正式地租の外に種々な附加税が現に要求されて居り、香山方面では廣東大學費(即ち田土業佃保證費)、軍費、北伐費、自治費、保安隊費、遊撃費、瘋人口糧費、民團費、庚子賠款費、保衛團費、自衛總局費、自衛分局費、更夫費、沙捐費、捕費、附看費、沙骨費、沙夫費、鴨埠費、果木費等々三十種を下らぬ附加費を課せられ、此外に厘金の負擔等がある。又各縣には錢糧の預徴あり、海豐雷州方面では一九三〇年(即ち六年先迄)まで取られ、無地錢糧(例へば祖先に若干の地面があつたが今は誰の手にあるか判明せぬ様なもの)の徴收行は

れ、寶安方面では之れと有地錢糧とが同額な例さへある。かくて失業破産日に増し、雷州では失業數全人口の四〇%即ち四十萬に達し、土匪に轉じたもの三萬を下らない。」

吾人は此の宣言に於て農民が如何に苦しい環境下にあるかの大要を見たが、此内でも彼等が經濟的方面で一番苦しめられて居るのは、高利貸の壓迫である。彼等はその小作料の納付に就いて、或は又、軍閥當局の不斷に重積する各種の税捐に就いて、又自身の生活維持に就いて、絶えざる他よりの融通を必要とする。その場合、若し一時金を借りるとすれば、彼等は如何なる條件を負擔することになるであらうか？

「惠州、龍川、曲江、仁化、河源、遂溪、海陸豐佛山各地の例では。一元の借財に對し收穫時四斗乃至五斗の穀物を以て還債する。(銀約三元に當る)利息は元金一元に付月一角、或者は一元の借用に當り現金九角を受取り月々元金一元として一角の利息を取られる。(英德、海陸豐、德慶等各地)又一元に付一日一仙の例もあり、百元を半年に百四十元として返還する例もあれば、一兩に就き月利五割といふものもある。抵當は一切の動産不動産は愚か妻子をすら之れに當て、擔保中の妻が出産した時その幼兒のみ債務者が引取つた例もある。

瓊崖では「五錢市」といつて百元の月利七十五元のことあり、惠陽、紫金、海豐、羅定等では「九出十三歸」といつて銀一元借りる場合九角受取つて一箇月の後一元三角を返却するものもある。

海豐の「圈仔利」は一元を十日目に利子一角として一年を限る。海康の「借十交六」「借十交八」では十元に付、手渡し六元乃至八元、月利三割乃至五割甚だしきは十割を取る。

廣州市外では一元に付き第一月には一角、三月では三元五角、四月四元、六月六元といふ利息の例がある。佛山の「通利橋借」は元金一元に付一日一角の利子で五日を限り之れを過ぐれば利子は倍加する。」

二

これは廣東第一次農民代表大會に於ける經濟問題決議案から一例として引出したものであるが、之れと同じ條件は殆んど全國を通貫して居る。例へば、湖南の農民は地租に於て、

長沙では七三(地主は七)乃至五五、

衡陽では每畝平均收穫三石五斗に對し二石、現銀ならば五元乃至七元、

衡山では殊に甚だしく二石五斗に對し一石八斗、岳陽では六四、湘潭では七三。

一方金貨の方面では全省七十五縣を通じて所謂「大加一」として月一割が一番平穩なものであり、南縣、華容、安化等では月利二割。慈利、永明等では三割。桃源では「孤老錢」として毎月倍になる(一元借り一箇月目には二元、二箇月目には四元三箇月目には八元)のすらある。益陽縣では五月一石の借りに對し八月の收穫期には二石で返済する。之れ等の例は枚擧に堪えない。然かも之れ等の債主は、地主又は之れに類する鄉村の富裕者である。又江西では農民の小作料は六十八縣中、萍鄉、梓山、銅鼓、分宜、宜春、尋鄔の六縣の調査未了を除いて残る六十二縣中、

五〇%未滿

一二縣

五〇%

一二縣

五五%	四縣
六〇%	一六縣
六五%	一縣
七〇%	四縣
七五%	二縣
八〇%	一縣

で半分は五五%以上である。そして賃借に當つて要する保證金は一畝に付き低廉な所で一元五十仙(弋陽、東鄉等)二元(廣豐、萍鄉等)、中位の所で五元(黎川、泰和、鄱陽等)七元乃至七元五十仙(甯岡、龍南等)、高いのでは清江玉川の十元、湖口、瑞金の三十五元。そして地主の小貧農に對する封建的壓迫傳統並に高利剝奪に至つては他省に比し殊に甚だしい例が多いのである。

三

此の外に、地主と小農との對立に就いて、農村に於ける地主の武装がある。連年の内亂と土匪の猖獗に對する必然的自衛手段として、廣東、湖南、福建、河南、山東等各地に一種の武装組織がある。それ等の武装組織は、平常専ら小農の反抗に對する地主の防衛として用ゐられるを例として居る。茲にも同じ大會の決議から例を借りよう。

「廣東近年の顯著な事實として、地主階級が自己の利益の爲め、民團、鄉團、聯團、保衛團等を組織せる事實がある。

(中略)幼稚な農民運動の下に在つて、未だ自己の武装なき農民は到底此の地主の武装と軍閥の聯合とに對抗し得ない。随つて農民運動兩三ヶ月の間に民團が協會を摧殘した事件が連続して居る。然かも民團は完全に郷村の公費或は農民の膏血を以て成組されて居り、寶安縣の例にみれば地主等は之れが爲め農民から一年十萬元以上を取立て、竟に人頭税(貧富老若を問はず一人年四角)を強要して居り、東萍三區の郷團局は小作人に對しては毎畝年二角を徴收し、自作農に對しては一石に付毎年三角を徴收し、之れによつて計約五千元を得て居る外、尙ほ猪捐、猪肉捐、鷄鴨捐、薯芋捐等々二十餘種の苛捐を強要して居る。」

第三節 廣東農民運動の發展梗概

前述の農民生活の客觀的條件の下に、中國農民の闘争は早くからそして不斷に各地で行はれて居る。然し、それ等は無組織で、部分的なものであつた爲め、常に失敗に歸し、農民運動として一般の注意を惹くこともなかつた。それが近代的な傾向を取つたのは、一九二三年頃から、特に廣東に於ける運動に於てである。

一九二三年春の二七事件以來、中國勞働運動は新しい發展を示すと共に、無産階級の指導勢力は農民運動に對して有力に働きかけて來た。そして、それは民族運動の本據地であり、革命的小資産階級が最も勇敢に活動して居た廣東に於て専ら展開した。一定階段に於ける歴史的使命を有する中國の學生運動は、此の間最も有力に農民運動に参加した。即ち之れが中國農民運動の組織的な發展の開始である。

廣東の農民運動が具體化した頃、各地の運動状態は一段と遅れて居たが、それでも湖南、江西にかけて擴大の氣運は既に現はれて居た。廣東の運動はその開始と共に數年を出でずして非常な成績を示し、北伐の開始と共に驚くべき勢を以て全國に擴大した。此の間の過程は、廣東の農民運動、並にそれと國民黨との關係、北伐の進行と湖南農民運動の發展、武漢政府成立と長江以南各省への擴大等の順序に於て其の歴史を回顧することが出来る。今順序として之が發展の概略を述べたる後、最後に武漢政府没落後の新狀況を見ることとする。

第一項 全省農民協會成立迄

廣東の農民運動は全國農民運動の先導を爲すものである。それは最も早く、そして最も激烈な闘争として發生し最も革命的な組織として現出した。此の廣東の運動は更に海豐の農民運動を以て先導とするのである。即ち海豐の農民運動は、中國農民運動史上に忘るべからざる記録を印するものである。

海豐縣は全戸數約七萬人口四十萬を有するが、此内農家は五萬六千戸を算し、此農家中自作兼小作二五%、小作農五十五%、純自作農は二十%を占めて居り、最後の自作農の大部は小農で、全體として大地主の所有範圍は非常に大きい。自作兼小地主といふ部類は非常に少く、全體で五百人を出でない。之れ等の小農以下は連年の軍閥戦争の爲めに生活日一日と維持困難となり、急激な無産階級化を現出し、今や一郷の自作農戸は二三戸を出でない状態に在る。大多數を占める小作人の生活は、中等田地に於て平均二十七石の收穫を得るとしてその五割乃至七割五分

を地主に納めるから一石六元としても年收六七十元、それから肥料代三十元、種子代農具消費費十元を見積るならば自己の勞働代價を計算しないで二三十元の残高しか出ない。此の二三十元で、一家は一年を暮さねばならない状態にある。此の間の状況は既に述べた一般全國農民の政治的經濟的環境の模範的な縮圖を爲して居る。かくて海豊農民は最も積極的な農民として躍起したのである。

一九二一年五月一日全縣男女學生は縣城に於てメーデーの示威を試み、縣知事は「共妻共產」の開始として之を壓迫したが、此の頃より青年學生を第一線とする農民の組織運動が開始せられ、一九二三年一月海豊總農會が成立し、加入者一萬五千戸約六萬人に達する盛況を示した。此に於て必然的に地主との衝突が発生した。即ち同年二月此農民組織を破壊せんとする地主との間に「組合」問題を中心とする最初の然かも激烈な闘争が行はれたが、之れより海豊の農民運動は漸次、近縣に擴大し遂に全省の組織運動にまで發展した。そして海豊農民を中心として陸豊、紫金、惠陽、惠來、普寧各縣農民を以て廣東省農民協會が(後の全省農民協會の組織前に於けるもの)海豊に組織された。當時の組織は勿論散漫な内容であつて、確實に縣農會を爲して居たのは此内海陸兩豊のみで、紫金惠陽はその進行中、又惠來普寧は各個農會はあつたが未だ縣農會をもたなかつた。然し、それにも拘はらず、農民の此種組織による闘争精神は非常なものでその驚くべき會員の増加は、此地方一帯を地盤として廣東政府と對峙して居た陳炯明の彈壓と地主階級の猛烈な反抗とに對抗し、各處に流血の事件が発生した。左に一九二三年夏に於ける組織率を擧げるならば、

農民協會會員戸數は、

海豊	一二、〇〇〇
陸豊	七、〇〇〇
惠陽	四、〇〇〇
紫金	三、〇〇〇
惠來	三〇〇
普寧	五〇〇
計	二六、〇〇〇

であつて一家五人と見れば既に十三萬四千の會員を擁して居たのである。然かもその内大部分は小作農と小作兼自作農であつて、前者は全體の四〇%後者は三〇%を占めて居た。

此の農民運動は此の年の七月遂に陳炯明に解散せられた結果、爾來アンダーグラウンドの運動として活動が持續された。

第二項 國民政府と農民運動

農民運動の最初の發展に於て、國民黨の援助は非常な功績を示して居る。國民黨は被壓迫民衆の解放を口號とす

る革命黨であつた以上、それは當然に、全國人口の大多數を占める農民の解放を云々し、之れを同盟者としなければならなかつた。特に陳炯明との對立に於て廣東一市の政權すら不斷に脅かされて居た廣東國民政府にとつて農民の獲得は目前最大の急務であつた。隨つて當時の國民黨政權は農民の最も有力なる援助者となつて現はれた。一九二四年一月海豐陸豐等の農民が陳炯明の彈壓下に地主封建軍閥との激烈な闘争をして居る時、國民黨は第一回全國大會を開いて、農民運動に對する決議を爲し、

「中國は農を以て國を立つ。然るに全國各階級中農民の受くる苦痛が最も甚しい。國民黨の主張は農民の缺乏せる土地に就ては國家が之れを給して耕させる一面、水利を整へ、荒地を開き、農民の資本缺乏に悩む者、高利に悩む者の爲には國家に於て調濟の機關を設け、以て農民に人生當然の樂を享けしめるにある。

中國は農業國であるが近來帝國主義の壓迫及び國內軍閥官僚の刮削を受け、失業者日に多く、饑餓に迫られて或は劫掠に走り或は兵と轉じ、直接には軍閥の虐待と驅使を、間接には列強の利用を受け、我國産業の基礎を益々崩壊せしめて居る。本大會は今日の慘狀を以て封建制度破壊後二千年の歴史上の第一重大時機と認め、黨の全力を以て左の二項を宣傳し、實行する。

- 一、國家は遊民土匪を懲辦する外、法を講じて感化收容し、社會有益の工作に従事するを得せしめる。
- 二、一切の軍隊に宣傳し、自身の地位を了解せしめ、反動兵力を革命兵力に轉ぜしめる。兵士には革命勝利後、適當な土地を與へて善良な農民に復歸せしめる。

國民革命は全國工人農民の参加があつて始めて勝を決し得る。隨つて國民黨は一方、工農運動に對し全力を以て其の展開を援け、その經濟組織を補助し以て國民革命運動の實力を増大せんことを期する。又一方では、工農が國民革命に参加し俱に努力して革命の進行を促さんことを求める。國民黨は現在、反帝國主義及反軍閥に従事し、工農と利益相反する特殊階級に反抗し、工農の解放を謀るものであつて、簡單に云へば工農の爲めに闘ふものである。」

と云ひ、次で農民運動に對する最初の具體的宣言を發した。即ち曰く、

「本政府は全國々民の利益を代表し、三民主義を貫徹し國民革命を實行するものである。故に革命期間、本政府は全國々民を國民革命運動に加入せしめる使命を有する。そしてその特別任務は特に全國々民の大多數なる農民を此の運動に加入せしめるに在る。

中國は開國以來、農業經濟を以て立國の基礎とす。帝國主義の侵略以來、農業經濟の上層建築例へば小商店、家庭工業等皆破壊し盡し、外國大工場、大商店が代つて外國貨物を全國各商埠市場に輸入して中國の現金を吸收して居る。同時に、又關稅政策は中國々内出產品の輸出を阻碍し、中國の産業界を萎靡不振の状態に陥れ、かくて中國出產品の中心なる農産は日々衰微して居る。故に農産品の價額は殆んど平均を保つ能はず、一切の物價は突飛増漲し、農民は限りある収入を以て生活程度の無限の増高に對しなくてはならず、遂に收入支出に及ばず、自作農小作農を相繼いで兵匪流氓に化せしめ、貧困日に甚だしく、騷擾日に多く、中國々家の根本を動搖させて

居る。帝國主義者はその經濟を以て中國を滅亡させる目的を達する爲め北洋軍閥を籠絡し、中國の戰禍を延長して居る。北洋軍閥は更に此の帝國主義との勾結によつて武力を以て中國を統一し、其萬世家業の野心を完成せんとして居る。十數年來兵災全國に遍く、一切の軍費は直接間接之れを農民に取らざるはない。此に於て農民は益々水深火熱の中に陥る。郷紳の郷政把持、富んで不仁なるものの重利剝奪、貪官汚吏の横征暴斂、盜賊土匪の焚殺擄掠時として聞かざるなし。禍國殃民一に此に至る。

本政府は農民目前受くる所の痛苦に根據し、一般農民の自覺を促し、其團結を國民革命旗幟下に導き、全國々民大聯合の奮闘たらしむべきものなるを認め、此に農民運動に對し、左の如く規定する。

一、農民が上述の種々壓迫を解除せんと欲するならば、即時農民協會を組織せねばならぬ。此の種々農民協會の性質は如何なる拘束をも受けぬ完全な獨立の團體でなくてはならぬ。

二、農民協會の目前戰爭の過渡期間に於ける重要工作は、土匪兵災を防ぐ爲め、一定計畫下に農民自衛軍を組織することである。其の辦法左の如し。

イ 軍隊の紀律及義務辦法に照して之を組織する。

ロ 農民協會々員に非ざれば自衛軍に加入し得ない。

ハ 自衛軍は政府の絶對的監督を受ける。但し政府は自衛軍を別種の攻撃或は當該村直接防禦行動以外の用に充てるを得ない。

三、農民協會と其各級各部は警告、控告及地稅征收の代理及地稅問題解決の權利があるが直接の行政權はない。

控告の時は郷及區の農民協會は區官署に、又縣協會は縣官署に、省協會は省長に全國協會は大元帥に對つて之を行ふ。郷縣區省協會と該地方官廳との間に、問題が解決し得ぬ時は、上級協會と上級官廳に於て之を解決する。

四、各級協會と自衛軍は農旗使用の特權を有す。

五、郷協會を基本組織とし、十六歳以上の會員廿名以上を以て單位とする。但し左の者は會員たり得ない。

(一)百畝以上の所有者 (二)重利剝奪者 (三)神甫、牧師、僧侶、道尼、巫等 (四)帝國主義の操縱を受くる者(五)阿片吸飲者及賭博者

六、各級協會の組織は契約、財産の承受等に法律上の保護權を有す。

七、協會は横暴官吏の罷免權を有す。右は會員全體大會の四分の三以上の通過後、地方又は中央審査委員會(農協代表二、工會、教育會、商會、國民黨代表各一名を以て組織する)の判決を経て政府機關之を執行する。

八、協會は代表を各地方又は中央政府の各機關の農務會議に派し、各種農業問題を討論することを得。

九、協會の章程は三民主義によつて之を規定する。

以上擧げる所、皆中國農民が目前努力すべき點であり、亦農民運動の注意すべき點である。本政府は、主義に根據して切實に輔助し懇切に指導し、全國農民をして痛苦壓迫の中から自治自立の地位に達せしめ、以て三民主

義の工作を完成せしめんとするものである。」

第一次東征に於て、江東の運動は再び公開的となり、之れと共に國民黨の農民運動は非常に發展したが、此に特に注意すべき重大な點は之等の方針並に實行運動は、勞働運動に於けると同様、總てが中國共產黨の指導下に行はれて居たことである。當時廣東に短期に農民運動指導者を養成する講習所が設けられ、幾多の青年學生が農村に派遣される一方、農民協會中から選ばれた農民に幹部教育を與へる機關が組織され、人材を急造しつゝあつたが、之等は凡て右に述べた指導精神の下に行はれたものである。隨つて農民の組織運動は最初から階級的であり、革命的であつた。農民自衛軍の組織は此の意味に於て特に力が入れられた。(註一)その結果、農民の武装は非常に有力な實力を備へるに至り、一九二四年十月の商團軍事件、第一次東征等には直接參加して政府軍を援助すると共に、自己武装の内容を擴充した。

一九二五年五月一日、廣東の農民は廣東に於て第一回全省農民代表大會を開き、農工聯合(註二)赤色農民インターナショナルへの加入等重要な決議を爲すと共に、全省農民が國民黨に加入して其革命工作を協助することを宣言し正式の全省農民協會の成立を宣言した。之れより全省農民運動は、中央指導機關の成立によつて非常に整然とした進行を見るに至り大會當時二十二縣二十一萬の勢力だつたのが、五個月の後には三十三縣(内縣協會を有するもの十二、成立せんとして居るもの三、郷、區協會のみの縣十七)四十五萬に發展して居る。

そして決議されたる政治闘争、經濟闘争、農村教育、自衛團の充實、合作事業等を着々積極的に實行したが、殊

に第二回の陳炯明の討伐、香港勞働者のゼネラルストライキから擴大した對英經濟封塞の闘争に於て、その自衛團は最も有力に動員され、華々しい同時に悲惨な記録を史上に留めて居る。

此間國民黨農民部(部長は譚平山)は約九十の特派員を各地に派して上述各工作を指導する外、パンフレット、定期刊行物其他による一般宣傳に努力し、一九二六年一月の第二次全國大會では、明白な對農民運動政策の原則を宣言し、(註三)同時に宣傳並に指導の工作を全國に擴大した。之れが爲め國民黨は全國各省の青年志望者を選抜して之れを約半年教育訓練し、此間、海豐陸豐等の運動の實際を見學せしめたる後、之れを歸省せしめるの方法を有効に實行した。

一九二六年五月一日、全國第三回勞動大會と同時に、全省農民第二回代表大會を開いたが、此の時には湖南、湖北、江蘇、浙江、廣西、福建、河南、山東、山西、貴州の代表も參加し、會期二週間、過去の工作に嚴密なる批評を加へ(一)會員訓練の不足 (二)組織の渙散 (三)調査宣傳工作の不充分 (四)協會相互の關係充分密接ならず(五)各級協會未だ正確に報告と開會を爲さず (六)客觀的情勢と政治的環境を顧みない衝突行動の尠からず (七)政府への依頼心多く却つて自己の力を忘却す (八)會員の行動が未だ個人的地方的傳統を脱せず (九)協會に對する觀念未だ強固ならず (十)權力の行使に關する了解普遍せざる爲め各種の行動上未だ一般人の同情を得ず等々の缺點を擧げて之れが糾正を宣言し、

一、逆黨即ち反動勢力地主土豪に對する懲辦の件

- 二、預徴は今日危急の際と雖三畝以下に行はざる件
 - 三、石油專賣の取消
 - 四、債務に對する最高利率を規定する件
 - 五、沙田に對する安寧の保護と附加雜捐の取消の件
 - 六、苛稅雜捐廢止の件
 - 七、青年農民運動目前工作の件(註四)
 - 八、農民運動の革命上の地位に關する件
 - 九、地主の農民に對する一切の苛酷な舊例を廢除する件
 - 十、農民の各種合作事業の件
 - 十一、農村教育擴大の件
 - 十二、工農聯合の件、工農兵の聯合、工農商學聯合に關する件
 - 十三、工農教育の聯合に關する件
- 等三十件の議案を決議し、同時に一九二五年七月公布された全國農民協會章程に照して廣東全省農民協會章程を制定した。(註五、註六)

此の項に至つて全省農民運動は非常に擴大し、縣協會六十六、區協會一七七、鄉協會四、二一六、全會員六二六、

四五七に達し、農民自衛軍は三萬を超えた。だが之れと共に地主側との對立一層尖鋭となり、「農工是土匪」「共產共妻」「解散農民協會」「農會干涉司法行政」等を口號とし、民團の武力は到る處で農民協會を破壊し、或は自衛軍との衝突によつて相互の流血を反覆擴大して行つた。以上は北伐開始までの廣東農民運動の概況であるが、此運動の經驗が基礎となり、所謂戰區農民組織運動は急激に發展し、特に湖南に在つては代表的な革命運動現象を呈するに至つた。尙此の間、國民黨は第二回大會の對農民運動宣言に根據し、具體的な政策を宣明する爲め中央委員各省聯席會議に於て次の諸項を決定したが、之れが北伐開始後の運動方針の基礎とされた。

- 一、小作料二割五分減
- 二、土地稅則の統一と苛例廢止
- 三、飢饉不作時の免租と前納の禁止
- 四、水利の改良
- 五、森林の保護と各省の童山荒山に一定期間内に植林すること
- 六、鄉村教育の改良
- 七、省、縣農民銀行を設け、年利五%を以て農民に資金を提供すること
- 八、公有地を省政府に於て農民銀行の基金とすること
- 九、省有荒地は貧農に分與すること

- 十、利率は年二割以内に制限すること
- 十一、開墾事業の組織及發展の援助
- 十二、農民の各種合作社事業の援助
- 十三、荒災の救済及防止
- 十四、預征錢糧の禁止
- 十六、土地貸借に於ける不平等契約の禁止
- 十七、鄉村は成年者を以て委員會を公選し自治を爲すこと
- 十八、農民組合組織の自由
- 十九、農民協會權力の保證
- 二〇、協會の自衛軍組織權
- 二一、農民に對する武裝襲撃の禁止
- 二二、包農制の禁止

第四節 湖南農民運動發展梗概

北伐の進行と共に、農民運動は之と並行して前進し、急激な組織の發展を示したが、其の代表的なのは湖南であ

る。湖南農民運動は、前後一年の間に革命的闘争に於て全國運動の殆んど獨占的現象を呈した。吾人は各省各地と大差なき農民生活の客觀的環境に就ては之が説明を省略し、直ちに運動の回顧に移ることとする。

「湖南農民運動は數年前衡山岳北に於て既に組織運動の萌芽を見、前年上半年期湘譚の農民の一部亦起つたが、趙恒惕に摧殘され、爾來順利の發展を得なかつたが、これより反趙運動猛烈となり農民は北伐軍の爲めに間諜、運輸、先導、敵の後路破壊等に從事し、中には遊撃隊を組織して直接戦争に参加して居る。

北伐軍前進の後には、貪官汚吏の打倒、土豪劣紳の剷除等の仕事を擴大して北伐の後防を堅固にした。今日革命政府の主要工作は軍閥政治の基礎剷盡の繼續と民衆組織の發展である。之れが爲めには吾人農民は命を捨て、工作せんとするものである。

國民革命の目的は被壓迫民衆の解放であるが、農民の解放は之れが樞紐を爲す。如し農民が解放さるれば農民は經濟上地主の剝奪から免れ、農業を改善し購買力を増大することになるから、現時不振の商工業は必然的に發達する。

目前政府の財政困難、市面の恐慌は、農民革命によるものでなく、一は戦争封塞で米は長江に出ず、鹽は岳州に入らず、此に米鹽兩捐の主要收入中絶し、二には湘西財政に統一なく軍隊の截留の爲め全湘の三分の一の財源を失ひ、三には反動派の收稅機關中に於ける活動が原因を爲して居る。

農民は鄉村中に於て土豪劣紳に法外の手段を取る事あるも之は「革命」に際して必然的手段である。若し紛糾を

恐れて懷疑又は反對の態度に出るものあらばそれは革命黨ではない。紛糾回避の舊政策は不用である。吾人は大家建設の新政策があるのみ。それは即ち農民をして郷村中に民主的自治を建設せしめ、根本より土豪劣紳の封建政權を剷除することである。

本大會は湖南二千七百萬農民を代表し、今後の革命闘争に自ら解放を求める策略を考慮決定する。吾人の口號は、

全中國農友聯合起來。擁護革命政府。剷除貪官汚吏打倒土豪劣紳。肅清農賊。整理財政、剔除中飽。打倒軍閥、打倒帝國主義。農民國際萬歲。世界革命萬歲。」

以上は湖南全省農民第一回代表大會の宣言大要であるが、湖南農民は同時に此の大會に於て各種行動綱要の革命的決議をした。例へば、

- 一、所謂土豪劣紳の剝奪壓迫の實例と主なるもの、姓名を挙げ、之等と未だ舉名せぬ中小分子との剷除、並に市民運動との聯合に依る貪官汚吏の打倒を誓言し、
- 二、徹底的な農民に依る郷村の民主的自治の完成の爲め農民協會の活動を要求し、
- 三、反動機關たる一切の團防、保衛團(廣東の民團に當る)を取消し、郷民自治委員會の指揮下の郷「挨戶團」を基礎として自衛軍を組織し充實することを決議し、
- 四、小作契約は農民協會に於て決定し政府の認可を得て當事者に適用する。各租稅五乃至三十%を減ずる。小作

契約に於ける保證金制を廢止する。契約規定の小作料以外一切の負擔を撤去する。地主は故なく土地を取上げない。故に農民團體の行動に因つて個人に對してかゝる手段をとつてはならず、農民がかゝる場合受くる損失は地主の負擔とする等々を決議し、

- 五、貸借の最高利率は二割以下とする國民黨の新政綱を最短期間に實現すべきを決議し、
- 六、赤色農民國際への加入を決議し、

其他三十九項の重要決議をして居る。之れ等の事實は北伐後開始された組織が、過去即ち廣東の經驗によつて、如何に短時日の間に整然たる形を整へたかを示すものであらう。

湖南農民の組織運動は中部及南部が特に活潑であるが、その運動開始は一九二六年一月以來のことである。一月から六月までは秘密運動の時代で七月からは北伐軍が趙恒惕を逐つた結果公開運動の時代となつた。此の一月から公開時代の九月までを湖南農民運動の第一期と云ひ、當時農民組合員は四十萬に達せず、それが直接指導し得る農民大衆亦百萬を出でず農村中これぞといふ闘争もなかつたので一般には殆んど注意が拂はれなかつた。然るに一度十月に入るや地震の如き革命状態が現出した。そして此の不斷の地震は一九二七年の五月まで繼續發展したのである。此間の状態は、共產黨幹部で當時國民黨候補執行委員であつた毛東澤の報告の一節が最も興味深い説明を與へて居る。曰く、

「十月より本年一月までは運動の第二期で即ち革命時期であつた。農會々員は二百萬に激増し、直接それに指揮され

得る大衆は一千萬（農民の入會は多く一家一名の名によつて爲されるから一家平均五名と見ても二百萬は千萬に當る）に増し、湖南農民の半分は組織された。殊に湘潭、湘鄉、瀏陽、長沙、醴陵、寧鄉、平江、湘陰、衡山、衡陽、來陽、彬縣、安化等は全農民が殆んど農會に参加して居る。かくて組織の擴大と共に行動は開始され、遂に十月より一月に至る空前の農村革命を現出した。

農民の主要目標は土豪劣紳、不法地主であり、之れに次で農村各種の宗法思想制度、都會地の貪官汚吏、鄉村の劣悪な習慣であつた。攻撃形勢はまるで急風暴雨の如く、之れに順ふものは存し、違ふものは滅び、結局、幾千年の封建地主の特権は粉碎された。紳士の権力倒れて農會は一個の権力機關となつた。「一切の権力は農會に歸す」といふ標語は文字通り實現し、些細な小事件まで農會にその解決が求められ、一切の事件は農會に従はなければ解決し得ず、農會は鄉村に於て殆んど獨裁者となり、主張は總て實現され、外部の人は農會は結構であると云へるが不都合であるとは絶對に言へず、土豪劣紳不法地主は完全に發言權を失ひ、其の上等なるは上海に走り、次は漢口に免れ、その次は長沙に、更に其下は縣城に走り、一番下のは農會に投降して加入を乞ふた。四個月前の権力者は今や入會を拒絶されて農會の門前に佇む哀れな姿を呈して居る。」

これは當時の湖南農民運動の激しさをよく説明して居る。湖南農民運動は突如として開始され、然も地震の如く革命化したのである。此の革命的運動の前には一切の舊習慣が破壊され、寺院は沒收され教會は沒收され、甚だしきは一切の農婦に即時の斷髮が要求された地方すらあつた。随つて一面には反對側の抗争も激しく、到る處で殺傷

の戦争が繰り返された。

國民黨武漢派の當局要人武將例へば唐生智、何健等——の湖南人の多くは、直接に或は親族を通じての地主であり、農民側からの所謂土豪劣紳である。だが、農民運動の激化は各地に於て、それが軍人某の一家であるか無いかは問題にされず總て禍中に投げ込まれた。國民黨中央及共產黨中央當時の態度は、極力かゝる行動中の分別を要求し、聯合々作の維持を延長せんとするに在つたが、その希望は此の大勢を如何とも爲し得なかつた。かくて、武漢に於ける土地階級を代表する一派、民族資産階級を代表する一派は、階級的運動の擴大激化と共に急速に分裂傾向を示し、遂に五月二十一日の長沙事件に至つて公式にそれが聲明されるに至つた。

第五節 武漢政府時代の全國組織狀態

武漢政府と南京政府の對立當初時代までが、全國農民運動の最も盛んな頃であつて、江蘇、浙江、福建、江西等國民革命軍の範圍に於ては勿論、山東、直隸、河南、山西、三特別區等の運動も南方のそれに促がされる所が尠くなく、河南の如きでは所謂戰區農民運動委員會の活動は紅槍會の内部まで發展し着々と成功を収めつゝあつた。此内湖南に次では武漢政府の所在省湖北と隣りの江西との運動が殊に活潑であつたが、それだけに激烈な省内各地の農民闘争は武漢内部の分化を促進したのである。今、一九二七年六月農民部の發表した當時の全國組織狀態を見ると、大體次の様なものである。

省	縣農會	區農會	鄉農會	村農會	會員	備考
湖南	四一	六三八	一三、二〇七	—	四、五一七、一四〇	省農協成立
湖北	二二	—	—	—	二、五〇二、六〇〇	同
江西	一〇	一七一	二、〇〇九	—	三八二、六一七	同
山西	七	—	—	—	一七、〇五〇	—
陝西	二〇	一四一	—	—	七〇五、一六〇	—
安徽	二	三〇	一三〇	—	六、六〇〇	省農協準備處成立
直隸	一	四	—	—	三六〇	—
四川	六	五九	—	—	三三、二〇〇	—
雲南	二	—	—	—	—	—
熱河	九	—	—	—	—	—
廣東	七三	—	—	—	七〇〇、〇〇〇	省農協成立
廣西	二	—	—	—	八、一四四	—
河南	四	—	—	—	二四五、五〇〇	省農協成立
山東	—	—	—	—	二八四	—
福建	二	—	—	—	二八、四一五	—
察哈爾	—	—	—	—	六〇〇	—
江蘇	—	—	—	—	—	—
計	二〇一	二〇二	一六、一三四	四〇二	九、一五二、八九三	會員約二、三十萬

(廣東、河南、山東は一九二六年夏の調査であり、他は一九二七年四月五月の報告による。)

既に五省の全省農民協會も成立し、各地の運動も日々發展しつつある時に當り、全國の運動を統一し、最も適切なる目前行動の綱要原則を決定し、整然たる新行動に入る必要ありとし、第一回全國農民代表大會を七月漢口に於て召集することになり、既に各種の準備が着手されたが、國民黨の分化により七月の開會困難となつたのみならず次で武漢政府の没落を見たので之れは無期延期となつた。

第六節 武漢政府没落前の對農民運動態度

湖南を第一とし、湖北、江西に於ける農民運動の激烈化は各地に於て國民黨と無産階級との聯合破壊の形勢を促進しつつあつた。

南京政府に對立する武漢政府當局並に中國共產黨中央の態度が、如何に此の地方の運動の傾向を展開し、聯合状態の形成支持に努めて居たかに就ては、少くも後者の政策に就いては既に之を詳述した所である。又之れと最も關係深い長沙事件に就ても記述する所があつた。随つて是等に就き茲には再説の煩を省くが、然し五月の中國共產黨第五回大會の農民運動の決議と長沙事件後、農民部長譚平山の名で出された政府の佈告とは、是非とも茲に之を掲げねばならぬ。即ち農民部長譚平山の佈告は云ふ。

「農民は全人口の最大多數を占むるに依り、國民革命の主要目的の一は、農民を扶助して解放を求めに在る。

本黨政府の幾度かの宣言及び政策は、一として農民の利益に注意せざるものはない。去年の中央執行委員會及各省聯席會議、並に今年三月の第三次中央全體執行委員會は、農民の利益擁護の具體方法數十條を議決した。最近では農政部を特設し、専ら事に當ることにして居る。凡そ農民保護の政策に關しては務めて客觀的環境と主觀的力量とに照し極力之れを施行する様にして居る。惟ふに近來革命勢力の發展日に速度を加へ鄉村封建制度漸次崩壊して行くも、尙新しい民生制度完全に建設されず、革命過程新陳代謝の期に當つて部分的紛擾現象、幼稚な舉動間々あるを免れない。又甚だしきは軌道を逸するものさへこれあるを聞く。之れ等の事實は、農民の要求切迫し正軌に循ふの法なくして之れを達せんとする所から起るものであるが本黨政府の農民扶助、農民保護の本意ではない。本部は職として農政を司るも實は農民を領導し農民を誘掖するの責を有する。農民の一切の幼稚舉動に對しては之れを糾正し、正軌を逸し大多數農民の利益を妨碍するものには制裁を加へざるを得ない。

一方、今日國民政府の統治下に在つては、一切の都市農村の舊制度舊勢力は革命の進展によつて摧殘された。そこで最近の工作は一切の新勢力を集中して一種の新制度を建設し革命の秩序を創造するに在る。故に、都市工人は速かに壓迫を受け革命を求むる商工業者と聯合して革命同盟を建設すべきであるが、之れは農村に於ても適用さるべく、農民は農村中の一切の民主勢力と聯合して新建設の基礎を定めなくてはならぬ。今後農村居民の革命に同情あるものは、皆本黨政府の農民保護政策下に集中し、共に新制度の建設を謀り、民主政治の實現を促進し農民を正軌に遡つて切迫せる要求を達せしむべきである。

反革命分子を如何に肅清するか？ 土豪劣紳を如何に懲辦するか？ 農村の附逆を如何に處分するか？ 之れ等は本黨政府最近頒布の各種條令に依つて、それらの政府機關に於て辦理すべきものであり、自由行動に出てはならぬ。違反するものあらば嚴懲に附する。本部は一面自ら所屬を督して最短期間に縣區鄉自治政府を建立し、農村の經濟を改良し、農村教育を鞏固にし切實に農民の利益を保護するであらう。要するに本黨政府の前後の政策は農民の擁護を主要點とせざるはない。最近農民中の幼稚舉動に制裁を加へたるは農民解放の使命を完成する爲めである。農民保護政策の變更ではない。各地方官廳は此の意を體して善く誘導しなければならぬ。故意に曲解し、これに藉りて農民を壓制するものは嚴罰に處する。」

又共產黨大會の決議は云ふ。

「一、一切の公有田産、祠堂、寺廟、教堂、學校、農業公司の土地を沒收し、之れを耕作する農民に交附する。沒收した土地の管理は之れを土地委員會に附する。此種土地管理の形式は公有制をとるか分配制をとるか土地委員會で決定する。

二、無償で、地主の農民に貸與して居る土地を沒收し、土地委員會を経て耕作する農民に與へる。

小地主の土地は沒收しない。

革命軍長官現有の土地は沒收しない。

革命軍兵士で土地の無い者には戦事終了後、土地を與へる。

三、沒收されたる土地の農民は累進田税を政府に納める以外に負擔なし。沒收未だなき土地の租率は累進田税の程度に應ずる。耕地の未だ沒收されない土地の農民は一定の田租以外の負擔なく、且つ永代小作權を有す。

四、地主、紳士所有の一切の政權、權利を取消す。そして農民の鄉村自治政府を建立し、農村中の被壓迫階級が組織する郷民會議に對して責任を負ふ。

五、鄉村中の反動勢力の武装を解除する。そして農民自衛軍を組織して鄉村自治政府及革命の勝利を保證する。

六、國家の農業銀行及び消費、生産、信用組合を設立し、水利を改良する。

七、重利を取消し、重利剝奪を禁じ、最高利率を規定する。」

第七節 共國分裂後の農民運動

農民運動は國民黨の重要工作として支持されて居り、從來の如何なる國民黨の宣言決議も之れに言及せざるは無い。然し實際運動に在つては、近代的運動の開始から中國共產黨の指導の下に、無産階級の同盟者としての農民の獲得が爲されつゝあつたのである。随つて北伐前及北伐中に亘つて國民黨員の名に於て農民運動に参加した青年指導者達は殊んど總て共產黨員であつた。國民黨員には、此運動に参加して行く資格は事實與へられなかつた。彼等は華美な政治工作にのみ走り去つて行つた。随つて此の運動は徹底的に革命的であつて、労働運動に於けるが如き右派組合の組織などは有り得なかつたのである。かくて此の階級的な急激な發展によつて、共國兩黨は分裂し、共產

黨は嘗て述べた様な新しい運動を開始したが、此の新運動の重心は農民の活動に在つた。都會の労働者が彈壓下に活動を沈めて居る時、地方農民の暴動が陸續として發生した。今茲に武漢政變後の最初の歴史的會議たる南昌の會議が決議した農民運動對策を擧げて見よう。之は此會議以後年末に至る各地の農民運動の根本的行動綱要たりしものであつて、此の決議の精神は十一月會議の決議となり(註八)更に廣東暴動にまで發展して居るのである。即ち、

農民運動に關する決議

「農民の革命運動は國民政府の境域内に於て廣大な發展(殊に湖南に於て)ありしも、現在では反對に暫時の失敗を呈して居る。地主資産階級と小資産階級の反動分子は軍隊の武力と國民政府の機關とに依據して、聯合進行、農民階級に巨大な打撃を與へた。此次失敗の主要原因は共產黨に農民大衆の暴動に對する決然たる革命的指導が缺けて居た點にある。之れは黨の中國革命指導の主要問題に機會主義的猶豫政策を帯びて居たことを示す。黨の農民運動指導に對する動搖不定は小資産階級の動搖を反映するものであつて、黨は過去の方法を變更し、決然として農民革命の發展と提高に努めぬばならぬ。此の動搖不定が依然として續くならば、黨は無産階級の先鋒から轉じて小資産階級の政黨となる危險に陥る。

農民革命の運動は一時失敗し、紊亂したが、客觀上、新なる提高の可能性あるのみならず、之れは必然的なものである。黨領導下の農民組織の破壊、農村中の白色恐怖の盛行、經濟壓迫の増加等は、農村中の階級矛盾、階級

闘争を必然的に尖鋭化し、新しい革命の爆發！以前より規模一層廣大なる一を準備する。

農民運動は無産階級政黨の組織的革命的指導がなくてはならぬ。無組織な自然的な爆發は、反動軍閥から何等の努力もなしに容易に鎮壓されて了ふ。因つて黨の現時の最重要任務は組織あり計畫あり且つ出来る限り廣大な區域に於ける農民の總暴動を準備し、農村中の階級闘争を猛烈に展開させることである。

黨及團は最短期限内に最も積極的な革命的な同志を各主要省に分送して農民暴動を組織する。此の最短期間の農民暴動の口號は左の如くである。

- 一、鄉村の政權は農民協會に歸する。
- 二、土豪劣紳及一切の反動分子を肅清しその財産を沒收する。
- 三、重利剝奪者の財産を沒收し、農村中の貧民の生活改善に充てる。
- 四、大地主、中地主の土地を沒收して、小作農及無土地の農民に與へる。
- 五、一切の公産廟宇の土地を沒收して、無地農民に分配する。
- 六、小地主に對する納租、稅率は農民協會で定める。
- 七、農民協會は一切の重利剝奪の債務、苛刻な租約等を取消す。
- 八、民團、團防等其他地主の武装を解除して、農民を武装する。
- 九、僱農の生活及其勞働條件を改良する。

十、鄉村一般の失業者貧民に對し出来る限り基金を準備して救濟し、職業を與へる。

十一、一切の新舊軍閥政府の稅捐に對し、抗納を實行し、抗租を實行する。

國民政府の所謂「減租二五」命令は明かに國民黨の農民に對する一種の欺瞞である。吾人は國民黨政府の決議に對して、その陰謀虚偽を暴露しなければならぬ。此種の減租はもとより實行出来ぬから吾人は完全なる抗租を以て國民黨政府の騙人的決議と命令に答へなくてはならぬ。武漢政府は今新舊軍閥と同じであるから、本黨は農民を指導して之れに反對する。同時に一切の豪紳軍閥御用の假農民協會に反對する。

最近開始の農民暴動の口號中には小田主の土地沒收がないが、之れは城郷間の廣大なる小有産者分子の中立の爲である。併し農民が起つて田地を賃貸する小田主に反對する時、黨は此の種の行動を「過火」若くは「反革命」と看做す譯ではない。黨は農民運動中に最大の組織性を力求すべきである。本黨の農民革命問題に關する行動上の政綱は、此の時期に於ては「耕者有田」といふ通俗的な口號である。之れは以て農民革命を引起し、直接土地國有、及び完全に根本的に土地を分配し直ほすことまで發展せしむるに足るものである。

尙ほ、農民運動の主要力量は貧農であつて、それは當然農民協會の中心であらねばならぬ。又農民暴動中當然貧農を主力として一般失業貧民等の勢力を聯合し、明瞭に、富豪の財産を沒收して貧民を救濟するの政策を掲げねばならない。」

南昌の決議を基礎として新しい農民運動は開始された。即ち九月以來現出した湖南湖北の大規模な暴動、江西、

廣東、福建、江蘇、浙江に行はれた不斷の暴動がそれである。それ等の暴動は何れも失敗したが、その失敗に対する批判は更に十一月の會議の決議となり、更に廣東の暴動となつた。廣東の暴動は農民が直接それに参加しなかつたことが、運動者側には失敗の重大原因とされて居るが、此の失敗の結果は更に新しい運動に展開し、今日、國民黨がその最も重大なる農民運動の工作をサボターヂユして居る間に、(註七)各地特に廣東、湖南、江西の農民の間に一層精練された革命組織が發展しつゝある。現に廣東の海陸豊、福建の南部、湖南の南部、江西の西部南部等には隨處に農民ソウエートが建設され、中には一年以上を支持して居るものもある。

北方の運動は依然として新しい展開が顯著に示されて居ないが、國民黨の農民運動に對するサボターヂユ及國民政府の舊軍閥支配時代に優るとも劣らぬ農村の擄取、依然として解決されぬ戰爭、之れに加ふるに勞働階級の間に萌芽しつゝある所謂第二次の革命高調の形勢を前にして、革命的農民運動は充分その勢力を擴大する餘地を見出すであらう。一九二八年秋の第六回中國共產黨大會は農民運動の此の新しい環境に對し、

- 一、貧農と農村無産階級が工人階級の指導下に闘争することは土地革命の主要動力であるが中農との聯合は土地革命勝利の保證である。
- 二、農民大衆(中農を含む)の戰線を統一し、且つ特に貧農及雇農の思想上並に組織上の領導を鞏固にすることが重大である。
- 三、貧農失業者の多い地方に必然的に發生する「土地均分」の口號は、それが大多數の擁護ある時には黨は當然之

れを支援する。蓋し之れは徹底的に封建餘孽を肅清し、私有制度を脅かす口號だからである。

四、農村無産階級(雇農)と半無産階級は黨の農村に於ける基礎である。隨つて明確な政綱を以てその無産階級闘争を指導しなければならぬ。農村無産階級の獨立組織が出来、同時に農民組合に参加することが出来れば一番好いが然らずとも協會内に鞏固な雇農支部を建てる様にする。

五、青年農民の闘争は廣大である。ソウエート區域中、農民遊撃隊、其他の農民闘争中に必ず青年の利益問題を提出し、常に青年を積極的に農民協會及びソウエートに参加せしめる。農民協會青年部の青年先鋒隊、労働童子團の組織と發展に努力することが必要である。

六、土地政綱の宣傳に努め、農民の部分的要求に對する支援も漸次それを高度に導く。

七、農民協會の組織を支持し土地革命の口號を以て廣大なる大衆闘争を發動する。反動勢力下の鄉村農民協會は非合法組織を以て農民を領導し反動勢力に抗争し、抗租抗稅殺戮土豪劣紳より更に進んで武装暴動を準備し領導する。

八、暴動中協會は大衆領導の機關であるが成功後はソウエートが新しい政權の中心となり、協會は自然消滅する。

九、遊撃戰爭の主要任務は農民闘争の口號―土地沒收、土豪劣紳の殺戮、農村ソウエート政權の建立等―を實行し農民を一層廣大なる革命戰線に發展せしめる事と、赤軍の遊撃戰中に於て最も勇敢な青年特に無産階級と半無産階級とを遊撃戰の隊伍に参加せしめ、漸次之れを廣大なる工農赤軍に發展せしめる事と、民團や警察の武

装を解除して反動派の力量を削弱する事とである。

十、農民運動と工人運動の聯合と、無産階級分子を農民運動及その領導機關中に加へる爲めには、農民協會と工人組織とが密接に聯合し、且つ廣大な農民大衆に對し、工人階級闘争の意義と目的を宣傳し、彼等をして無産階級の領導の下にのみその解放が達せられることを了解させる。

十一、鄉村に於ける黨の主要任務は農民運動に於ける工人階級の指導權獲得である。農村に於ける黨支部は一切の煽動及宣傳工作中に於て黨の工作及び現在の任務に就いて解釋を與へなくてはならぬ。

等々其他の具體的方策を決議して居るがこれこそは實に現在農民運動の基礎を爲す所のものである。

(註一) 國民黨第一次大會の時決定された自衛軍組織大綱の要旨左の如し。

「一、農民自衛軍は各級農民組合によつて組織する。

二、その基本組織は郷自衛軍とする。

三、郷自衛軍の聯合を以て區自衛軍を組織する。

但し訓練の便宜上、六箇以上の郷を有する區自衛軍は二箇以上の區分隊に分ち其の指揮は區によつて之を行ふ。

四、各區自衛軍を以て縣自衛軍を組織する。

但し訓練と指揮の便宜から、八箇以上の區協會を有するものは該地の情形に應じ二箇以上の農民自衛軍支隊に分つ。

五、農民協會員數に照して自衛軍の基本組織を編成し、郷、區自衛軍及區分隊、縣自衛軍及支隊は其編成形式を分隊、小隊、中隊、大隊及團とし、

十人乃至十五人を一分隊。

二分隊乃至四分隊を一小隊。

二小隊乃至四小隊を一中隊。

二中隊乃至四中隊を一大隊。

二大隊乃至四大隊を一團とする。

六、協會が隣縣隣區の援助の爲自衛軍を動員する便宜から、自衛軍の各基本組織を二分し、其一を警備隊として専ら留守防衛に當て、他の一を義勇隊として縣協會は本縣内の他郷區に出動せしめ得べく、又必要に應じ省協會は他縣に出動せしめ得る。警備隊も必要に應じ作戰の義務あるも他郷縣區に出動せしめるを得ない。全省農民の自衛の工作を集中する爲め省協會は軍事部を設け縣自衛軍を指揮する。自衛軍義勇隊の經費は協會に於て負擔する。

七、隊員は協會員に限る。鄉村會員壯健の男子の少くも十五%は警備隊に加はり五%は義勇隊に入るものとする
八、義勇隊は平時毎週一回(二時間内)操練する。毎月二回全區自衛軍全體の操練を行ふ。戦時には郷自衛軍の操練は一週一度(三時間)、全區のは毎月一回。四箇月に一度全縣の操練(四日以内)を行ふ。

- 九、自衛軍の指揮者は各協會執行委員會に於て執行委員中より任命する。
- 十、指揮者に對し大多數不滿意の時は上級執行委員會に對し撤換を要求し得る。
- 十一、自衛軍下級幹部は指揮者直接之を任命する。」

(註二) 此大會で決議された農工聯合案は、革命過程に於ける兩階級の立場を闡明したものであつて、明瞭に廣東農民の革命的意義を表示して居る。即ち、決議は云ふ。

「一、何れの國でも農民は大多數を占めて居る。少くも經濟上の主要勢力を占めて居る。農民の受けて居る壓迫は工人のそれに劣らない。寧ろ之に過ぐるものがある。随つて農民は現下の制度に於て革命勢力の一部を爲す。

二、工人階級が現制度を推翻せんとする以上、現制度に反對する一切の革命勢力と結合しなくてはならぬ。即ち彼はその同盟者を求めなくてはならぬ。此種同盟者の第一は農民である。無産階級が若し農民と聯合しないならば革命は成功し難い。

三、吾人は、政府の中心が都會にあるから従つて闘争も亦都會が中心となり、随つて工人階級は努力して農民を領導し此の闘争に参加せしむべきものであることを知る。

四、過去幾多の國に於ける勞資の階級闘争例へば一八七一年のバリコンミューンの失敗、一九〇五年のロシア革命の失敗、一九二三年のドイツ及ブルガリア革命の失敗等々——の原因は農民の援助を得なかつたことにあるか或はその勢力が資産階級的手中に歸して居たかにある。別言せば、ロシア革命の成功は農民の援助を得たか

らである。

五、中國農民は全人口の七五%を占め、農民の痛苦は工人より甚だしい。中國工人階級は解放を願ふ限り農民と聯合しなくてはならぬ。

六、農民は自己の解放を得んとせば工人と聯合することによつてのみそれは達せられる。

七、工農聯合に於て目前處すべき點は、

イ 工人は歸郷の時或は工作地附近の農村に於て農民に農民協會の組織を宣傳し援助する。

ロ 工會農會の間に互に代表を派し、工會は農會の進行と提携すると共に經濟的組織例へば消費組合等々の發展を助ける。

ハ 農民に經濟上政治上の闘争發生した時は工會は工人を領導して實力的援助を與へる。」

(註三) 國民黨第二回全國大會の農民運動決議案

「一、中國は今尙農業經濟の時代に在り、農民の生産は全生産の九十%を占め、その人口は八十%以上を占めて居る。故に中國々民革命は之れを換言せば即ち農民革命である。吾黨は國民革命の基礎を鞏固にする爲め先づ國民を解放せんとする。

その政治的或は經濟的運動たるを問はず、農民運動を以て基礎とする。黨の政策は須く先づ農民本身の利益に著眼すべく、政府の行動亦須く農民の利益に根據して其の解放を謀るべきである。農民にして解放されんか、

即ちそれは國民革命の大部分の完成であり、吾黨三民主義實行の根據である。

二、吾黨の廣東農民運動の工作は未だ七個月を出でずと雖も既に農民協會組織三十七縣、會員六十二萬に達し組織された農民軍三萬を有す。前次楊劉の討伐、此次の廣東統一に於て、農民は皆能く實力を以て參加した。之れは吾黨の農民運動の進歩を證するに足る。農民は自身の解放に對する急切な要求から國民革命の參加に亦努力して居る。現在珠江流域例へば廣西、長江流域例へば湖南、湖北、安徽、四川、黃河流域例へば山東、河南、直隸、乃至は熱河、察哈爾、綏遠等の特別區、悉く農民運動の興起あるも尙組織小にして成績顯著でない。吾黨は、全國農民をして政治闘争に參加せしめんと欲する以上中北兩部の農民運動に特別の注意を要する。そして實際運動中宜しく全國統一的計畫と經費とを確立し此種の計畫を完成せしむべきである。

三、上述の理由から大會は農民運動に對し政治的、經濟的、教育的三方面に分けて左の如く決議する。

(一) 政治的

- A 農民を有組織の民衆とし、國民革命に參加せしめる。
- B 農民の利益を妨碍する軍閥、買辦階級、貪官汚吏、劣紳土豪を排除する。
- C 農民を壓迫する武裝團體を解散する。
- D 農民が自力を以て侵害を防禦するの原則を明定する。
- E 土豪劣紳の郷政壟斷を制止し、農民の自治團體を扶助する。

- F 何時たりとも本黨は農民利害の側に立つて奮闘する。
- G 農民保護法を制定する。
- H 公定度量衡を實行する。

(二) 經濟的

- A 農民に對する高利貸を嚴禁する。
- B 最高稅額及最低穀價を規定する。
- C 僱農の勞働時間を減少し賃銀を増加す。
- D 苛稅雜捐及額外の征收を取消し、錢糧の豫徵を制止し無地錢糧を取消す。
- E 包農制を取消す。
- F 速かに農民銀行を設け、農民の合作事業を提唱する。
- G 速かに耕地を整理し水利を整頓し農業を改良する。
- H 官荒地を清理して失業の貧農に分配する。
- I 奸商の物價壟斷を取締る。
- J 青年僱農及婦女僱農の待遇を改良する。
- K 農民の救濟事業に注意する。

(三) 教育的

- A 農村の義務教育及補習教育を勵行する。
 - B 地方の公費を利用して各種農民補習學校を興す。
 - C 宣傳に努力し農民をして自發的に各種學校を經營させる。
- 四、本黨は農民の痛苦を解除し、之れを有組織の民衆たらしめ革命の成功を促す爲め、内部の組織に對し須く嚴密な計畫あるを要す。即ち之れを左に規定する。
- 一、各省黨部に農民部を設け、中央農民部と密切な關係の下に中央黨部の統一運動計畫を實行する。
 - 二、中央黨部の指導下に本國中北兩部に相當の地點を選んで農民運動講習所を設け農民運動の人材を養成する。
 - 三、農民運動の經費を確立且擴大する。
 - 四、各省區市黨部の宣傳部は須く各該省の農民部と密接なる關係を保ち、特に中央農民部と密切な關係を結び此種運動を本黨の整然たる統一運動たらしめる。
- (註四) 一、青年僱農の賃銀は最少限度その生活維持に必要なだけを要する。成年者と同じ農作を爲すものは同じ賃銀を得べきである。
- 二、規定外の仕事、危険な仕事をさせない。
 - 三、虐待の禁止。
 - 四、父債子還制反對。
 - 五、八時間労働。夜業禁止。

- 六、年節、祝日の休息。
- 七、病傷醫療費の雇主負擔と賃銀支給。
- 八、故なく解雇せず、中途解雇の時は失業の損失を賠償する。
- 九、青年農民成年農民の平等待遇。
- 十、教育費免除、雇主の教育費負擔。
- 十一、鄉村の公費で俱樂部其他娛樂機關を設ける。尙青年農民教育に就ては各級農民協會に於て地方公費を以て青年農民補習學校を設立し、無費で教育を一般に與へる様努力する。

(註五) 廣東省農民協會章程の概要

- 「第二條 廣東に居住する自作農、半自作農、小作農、僱農、農村中の手工業者及筋肉労働者は男女を問はず十六歳以上の者は、第三條の入會手續によつて會員たり得る。但し左の者は之を拒絶する。
- 一、百畝以上の所有者
 - 二、重利剝奪者
 - 三、農民と利益相衝突する地位の者
 - 四、宗教關係當事者
 - 五、外國帝國主義の操縦を受くる者
 - 六、阿片吸飲者及賭博者

第九條 一農村の成年農民三分の一以上の申請ありたる時、上級農會より省協會に報告し省協會執行委員會の認可を経たる後、省協會より員を派し、該農村に於て全體會員大會を召集して執行委員を選挙し、郷農民協會を組織する。郷會員三十人以下の時は小組と爲し組長一名を選出し近郷協會の管理を受ける。又會員一千以上の時は分組して訓練に便にする。

第十條 各行政區の郷協會が全區の郷數の三分の一以上に達し、省執行委員會が必要と認めたる時は員を派し該區代表大會を開き、執行委員を選挙して區農民協會を組織する。區の範圍廣大なる處では區内に分區を設ける。

第十一條 縣下に三個以上の行政區協會成立し省協會が必要と認めたる時は前條の方法により縣協會を組織する。

第十二條 協會は郷農民協會を基本組織とし、その組織系統は、

- 一、全省農民協會代表大會—全省執行委員會
- 二、全縣農民協會代表大會—全縣執行委員會
- 三、全區農民協會代表大會又は會員大會—全區執行委員會
- 四、全分區農民協會代表大會又は會員大會—分區執行委員會
- 五、郷農民協會々員大會—郷執行委員會

第十三條 各下級協會執行委員會は上級執行委員會の管轄を受ける。」

(註六) 農民組合組織總章は、一九二四年七月公布され、今日尙有効に存在して居るもので當時の各協會は全部之に依つて組織された

ものである。左に之を掲げる。

農民協會總章

前 文

「農民協會は三民主義が勞働階級を解放するの趣旨に基き全國被壓迫貧苦農民を集合して之を組織する。其目的は農民の自衛を謀り農村組織の改良を實行し農民生活を増進するに在る。

第一章 農民協會々員

第一條 凡そ中國に居住する自作農、小作農、僱農、農村中の手工業者及農村中の筋肉勞働者は、國別、性別を問はず滿十六歳以上にして、第二條に列する入會手續を経たるものは、皆會員たり得る。但し左項の一に當るものは拒絶することを得。

- 一、田地百畝以上の者
- 二、農民を重利剝奪する者
- 三、農民と利益相衝突する地位にある者
- 四、宗教の宣教師たる者、例へば神甫牧師僧道巫等
- 五、外國帝國主義の操縦を受くる者
- 六、阿片吸飲者及賭博を爲す者

第二條 入會手續

- 一、入會志願書を書く
- 二、本會章程の遵守を承認する
- 三、本會紀律を恪守する
- 四、入會金及會費を納付する

第三條 農民入會の時には會員二人の紹介を要し、居住地の郷農民組合員全體大會の半數以上の通過を経る。農民に非ずして農民協會に賛成し入會を願ふ者は會員全體の四分の三の通過を経て始めて正式に會員の資格を得る。

第四條 凡そ會員は所屬農會から會員證を受取る。證章は中央委員會之を制定し、中央委員會成立前は廣東省農民協會之を制定する。

第五條 會員の除名は所屬郷農民協會の紀律裁判委員會の判決後、本郷農民協會全體會員大會過半數の通過を以て之を行ふ。

第二章 會員の權利義務

第六條 會員は、各級全體會員大會に發言權、表決權、及控告權を有す。但し控告の件は書面、口頭を問はず大會の審査を経て始めて上級に提出し得る。又該會の職員を控告し、軍隊の騷擾官吏土豪の專横等の査辦を呈請する。

る時も亦、大會の通過を経て始めて上級に提出することを得。

第七條 會員大會に缺席の時は他人を代理と爲し得ない。

第八條 會員は自己の提出した議案表決に参加し得ない。

第九條 會員は農民協會職員を選擧し又は選擧される權及表決權を有す。

第十條 會員は本會章程紀律を遵守し、本會の決議案に服従する。如し違反及之を破壊せば紀律裁判委員會の審判を受ける。

第三章 農民協會の組織

第十一條 一農村に三十人以上の農民ある時は縣より省に報告して或は中央委員會の認可を経て派員該郷に至り、全體大會を召集して執行委員會を選擧し郷農民協會を組織する。各級農民協會の成立は省執行委員會の審査允許後旗印を發す。

第十二條 各區に三個以上の郷農民協會あり中央又は省執行委員會が區協會組織の必要を認めた時は、即ち該區に派員し、區代表大會或は會員大會を召集し、執行委員を選擧して區農民協會を組織する。區の範圍は中央又は省より規定し並に隨時變更することを得。

第十三條 各縣三區協會以上あり、中央又は省が必要と認むる時は、即ち該縣に派員し縣代表大會を召集して執行委員を選擧し、縣農民協會を組織する。

第十四條 本會は郷農民協會を基本組織とし、區農會より順次級が上る。其系統左の如し。

- 一、全國農民協會代表大會—中央執行委員會
- 二、全省農民協會代表大會—全省執行委員會
- 三、全縣農民協會代表大會—全縣執行委員會
- 四、全區農民協會代表大會又は會員大會—全區執行委員會
- 五、郷農民協會會員大會—郷執行委員會

第十五條 本會の權力機關左の如し。

- 一、全國代表大會閉會期間は中央執行委員會全國を管理す
 - 二、全省代表大會閉會期間は全省執行委員會全省を管理す
 - 三、全縣代表大會閉會中は全縣執行委員會全縣を管理す
 - 四、全區代表大會又は會員大會閉會期間は全區執行委員會全區を管理す
 - 五、郷會員大會閉會期間は郷執行委員會全郷を管理す
- 第十六條 各下級執行委員會は上級執行委員會の管轄を受く。
- 第十七條 各級會代表大會或は會員大會は執行委員を選出し執行委員會を組織し會務を執行し、且つ候補執行委員を選出する。

第十八條 各級會執行委員會を開く時、候補執行委員亦列席し得るも發言權を有するのみ。

第十九條 各級會の執行委員故あつて退席する時又は離任する時は候補委員を以て補缺す。

第二十條 各級會執行委員會は専門家を顧問とし得るも區會以下は三人を過ぐるを得ず。

第四章 全國農民協會

第二十一條 本會最高機關を全國代表大會とし常會は毎年一回舉行する。但し中央執行委員會は必要と認むる時、省會三分の一以上の請求ある時は、臨時全國代表大會を召集することを得る。

第二十二條 全國代表大會の開會日期及重要問題は三個月前に會員に通告する。

第二十三條 全國代表大會の組織法選舉法及各地方派出代表人數は中央執行委員會之を規定する。

第二十四條 全國代表大會の職權左の如し。

- 一、中央執行委員會及其他各部の報告の受付及採用
 - 二、本會章程の改修
 - 三、農民運動の計畫の決定
 - 四、中央執行委員及候補委員を選挙し、且つその員數を規定する
- 第二十五條 中央執行委員會の職權左の如し。
- 一、外部に對し本會を代表する。

- 二、各下級會を監督し指導する。
- 三、中央機關を組織する。
- 四、會費及財政の支配。

第廿六條 中央執行委員會は毎週少くも一回開會する。

第廿七條 中央執行委員會は委員長一、副委員長一、秘書一を互選し、日常の會務を執行する。

第二十八條 中央執行委員會は各部を分設し得る。職務の分配及組織法は中央執行委員會之を規定する。

第二十九條 全國代表大會閉會期間、中央執行委員會は省執行委員會其他直轄の縣區鄉執行委員會を召集して聯席會議又は代表會議を一回開く。

第三十條 中央執行委員會は其活動經過情形を各省執行委員會及其直轄縣區鄉會に毎月一回通告する。

第卅一條 中央執行委員會は中央委員を指定地點に派し、該地の農民を援助して農民協會を組織せしめるを得る。

第五章 省農民協會

第卅二條 全省代表大會は毎年一回之を開く。但し中央執行委員會の訓令ある時、又は所轄縣執行委員會三分の一以上の請求ある時は、臨時全省代表大會を召集し得る。

第卅三條 全省代表大會の組織法、選舉法、及人數は省執行委員會の審査後中央執行委員會准許施行す。

第卅四條 全省代表大會は省執行委員會及該委員會内各部の報告を接受採用し、本省會務の進行方策を決定し執行委員及候補委員を選舉し、全國代表大會の代表を選派す。

第卅五條 省執行委員九名候補委員四名とし、事務の多忙閑散に應じ省代表大會の通過を經、中央執行委員會之が増減を許可する。

第卅六條 省執行委員の職權左の如し。

- 一、委員長一、副委員長一、秘書一を互選す。
- 二、全縣區鄉會を設立しその活動を指揮する。
- 三、省執行委員會内の各部を組織す。
- 四、會費及財政の支配。

第卅七條 省執行委員會は毎月一回活動經過の狀況を中央執行委員會に報告する。

第卅八條 省執行委員會は少くも毎週一回之を開く。

第卅九條 全省代表大會閉會期間省執行委員會は執行委員會及其他直轄區鄉執行委員會の聯席會議又は代表會議を一回開く。

第六章 縣農民協會

第四十條 縣代表大會は半年に一回開く。若し省執行委員會の訓令又は所屬各區執行委員會三分の一以上の請求

ある時は臨時全縣代表大會を開き得る。

第四十一條 縣執行委員會必要と認め、又は、縣會員過半數の請求ある時亦臨時縣代表大會を開き得る。

第四十二條 縣代表大會の組織法、選舉法、及人數は縣執行委員會審定後、省執行委員會之を許可す。

第四十三條 縣代表大會は縣執行委員會及該委員會内各部の報告を接受採用し本縣會務進行の方策を決定し、執行委員を選挙し省代表を選派す。

第四十五條 縣執行委員七人、候補委員三人、但事務の多忙閑散に應じ之を増減するには縣代表大會の通過と省執行委員會の認可を要す。

第四十五條 縣執行委員會は委員長一、副委員長一、秘書一を互選し會務を執行する。

第四十六條 縣執行委員會は全縣各區鄉會を設け又之を指導する。又該委員會内の各部を組織し（但省執行委員會の許可を要す）會費及財政を支配する。

第四十七條 縣執行委員會は毎二週に一回、其活動状態を省執行委員會に報告する。

第四十八條 縣執行委員會は毎週二回開く。

第四十九條 縣代表大會閉會期間、縣執行委員會は本縣内各區執行委員會及其他直轄鄉執行委員會の聯席會議又は代表會議を數回開く。

第七章 區農民協會

第五十條 區の高級機關を全區會員大會とす。但し郷が區より遠い時又は會員過多で召集し得ない時は全區代表大會を開くことを得。每半年に一度。上級機關の訓令及所屬鄉執行委員會三分の一以上の請求ある時は臨時大會を召集し得る。

第五十一條 區代表大會の組織法選舉法及人數は區執行委員會審定後縣執行委員會之を許可す。

第五十二條 區會員大會又は區代表大會の會務討論の範圍左の如し。

一、區執行委員會の報告の接受採用。

二、區執行委員及候補委員の選舉と縣代表大會への代表選派。

三、鄉執行委員會の決算の核計と批准。

四、會員工作の訓練と郷會を援けて各種學校其他文化機關を建てる。

五、鄉農會本期内の進行計畫の討論と批判。

第五十三條 區執行委員會の職權左の如し。

一、本區内各組織活動の指揮。

二、全區會員大會又は全區代表大會の召集。

三、省會の委託を受け又は農民の請求により本區内の鄉農民協會及各種機關を組織し中央又は省執行委員會に

報告許可を受ける。

四、本區會員の登記と履歴の保管。

五、本區會員證の發給。

六、會費及財政の支配。

第五十四條 區執行委員五人、候補委員二人。

第五十五條 區執行委員は委員長一、副委員長一、秘書一を互選し日常會務を執行す。毎週二回開會し、毎週一度活動狀況を縣執行委員會に報告する。

第五十六條 區代表大會又は會員大會の閉會期間區執行委員は本區鄉執行委員會又は鄉執行委員長を召集し聯席會議を數回開いて重要問題を解決する。

第八章 鄉農民協會

第五十七條 鄉農民協會は最低最重要の基本組織であり、會員は三十人以上。省執行委員會又は省會より其代理機關に委託して之を組織する。若し自ら組織する時は縣執行委員會に報告し、省執行委員會の審査批准を受けらる。

第五十八條 鄉農民協會は農民直接の機關であり、親しく民間に左の任務を行ふ。

一、協會の決議及口號の實行

二、三民主義の農民政策の宣傳、並に三民主義建設の工作の從事。

三、農工業と商業の經濟關係及びその中國民族解放運動中の相互關係と利益の説明。

四、合作事業の提唱。

五、煙賭禁止の厲行。

第五十九條 全鄉會員大會は毎月一回鄉執行委員會之を召集し、本鄉會務進行計畫を決定し、鄉執行委員を選出し區代表大會の代表を選派する。

第六十條 鄉執行委員三人、候補委員二人。

第六十一條 鄉執行委員會の職權左の如し。

一、委員長一、副委員長一、秘書一を互選。

二、鄉會の活動を指揮する。

三、上級機關の命令執行。

四、農民學校又は冬季學校、夜學校及其他の文化機關の創設。

五、鄉中農民生活及教育狀況の調査統計。

六、新會員の勧誘。

第六十二條 鄉執行委員會は毎週二回開會。毎週一度活動狀況を區執行委員會に報告する。

第六十三條 各鄉會員三十人に達せざる時は一小組を組織し組長を互選し附近鄉農會の管轄を受ける。其會員千人以上の大郷は特別區會を設けるを得る。但し省執行委員會の許可を要す。其組織法は區と同じ。裁判委員會を設けることを得るも縣會に直屬する。

第六十四條 鄉會特別事件ある時は、各部を組織して處理するを得。大要左の如し。

- 一、軍事部
- 二、農業改良部
- 三、雇農部
- 四、佃農部
- 五、手工業部
- 六、婦女部
- 七、青年農民部
- 八、教育部

第九章 紀律裁判委員會

第六十五條 農民協會團結の力を増加し、内部の紀律と秩序を維持する爲め、各鄉協會中に紀律裁判委員會を設ける。

第六十六條 此委員會は如何なる會員でも紀律を破壊する者を審判し、又該級執行委員會の勤惰及財政の出入を審判し得る。

第六十七條 會の紀律破壊を左記の如く分つ。

- 一、章程の各種規定を履行し得ない。
- 二、會の命令を奉じ得ない。
- 三、賭博と吸煙土。
- 四、協會の根本原則を破壊する。
- 五、故なく連続三回缺席する。

第六十八條 處罰の方法左記の如し。

- 一、判詞の宣佈
- 二、警告
- 三、除名
- 甲 定期除名
- 乙 永久除名
- 丙 執行猶豫

第六十九條 委員會の判決は郷全體會員大會過半数の通過で執行する。服せざるものには上訴を許す。上訴機關は區執行委員會とす。

第七十條 紀律裁判委員會は雙方同意の時會員と非會員の仲裁案を受理し得る。

第七十一條 委員會は委員三人、郷大會より選出す。

第七十二條 委員會が本郷の事件又は兩郷係争事件を裁判する細則は省執行委員會之を規定する。

第十章 任期

第七十三條 代表會期終了の時を以て其任務の終了とす。但し代表する會に大會經過の報告をする。

第七十四條 中央省、縣、各執行委員の任期は一年、區郷は半年。

第七十五條 紀律裁判委員は半年。

第十一章 紀律

第七十六條 農民協會各級大會又は執行委員會の決議は大會又は執行委員會多数の公意を経て通過したものであり會員は之に一致服従する。

第七十七條 下級委員會は上級委員會に服従する。然らざれば上級委員會は之を取消又は改組する。

第七十八條 會員が下級執行委員會の決議に不服の時は五分の一の賛成を以て上級委員會に聯名で訴へることが出来る。但し抗議期間中は該決議に服従する。

第十二章 經費

第七十九條 農民協會經費左の如し。

一、入會費は各地農民の状況で決する。但し最高一元まで。

二、會費毎月一角。

三、會員の所得捐。

四、特別捐と借款。

第八十條 會員入會費の多少は省執行委員會之を議定し、貧苦會員費の減免は本郷大會通過後區執行委員會之を許可する。

第八十一條 郷會收入の會費の六割を郷で用ひ、四割は類推法を以て高級各會の用に當つ。

第十三章 農民協會と他機關との關係

第八十二條 農民協會は行政機關、立法機關、教育機關、合作社に相當の勢力を有し全農民の利益を顧るべきである。

第八十三條 協會員は前記各機關中三人以上ある時は會員團を組織し協會の利益を擁護する。

第八十四條 協會は農民の各種問題を解決する爲め相當の會員を代表として行政官廳及各機關に派することが出来る。

第十四章 章程の實施

第八十五條 本章は公布の日より之を施行す。

第八十六條 本章程中不完全の點は省農民協會代表大會又は全國農民協會代表大會に於て之を修正する。」

農民協會組織手續大要

- 一、協會の組織には必ず各農友をして農民協會の目的とその利益とを諒解せしめねばならぬ。随つて組織着手の前に必ず宣傳を行はなくてはならぬ。
- 二、宣傳工作の後、一地方の農友が其の意義を諒解し進んで協會に入らうとする様になつた時、これ等の農友を召集して更に一步進んで宣傳する。そして同時に郷農民協會準備會を舉出する。
- 三、準備會が出来たならば省協會に於て編纂した報告書(後出)を示して農友の意見を徴し之を書き入れ準備會の名義で會員名簿を志願書と共に省農民協會に報告する。
- 四、省農民協會は報告書に依り之を充分と認められた時始めて之を許可する。そこで該準備會では全體會員大會を開いて正式職員を選挙する。そして今度は執行委員會の名で大會の状況を報告する。それが通過すると旗印が送られてはじめて正式の成立を見ることとなる。
- 五、區農民協會の組織にも必ず準備期間が要る。即ち郷から準備員を選出し省會に報告し、その許可があつた時、代表大會を開いて役員を選挙し區會を組織する。

六、縣會は三區以上の農會があり省に於て必要と認められた時各區より準備員を選出し、省の役員と共に準備處を設け一ヶ月以上の期間を経たる後省協會指導下に縣代表大會を召集し職員を選挙して正式に成立せしめる。」
因みに、郷會組織に當りて用ゐられる報告書(前出)は農民協會の構成に如何に細心な用意が爲されて居るかを示すもので、次の諸項下に書き入れる様になつて居る。

- 一、該郷の四隣。
- 二、該郷は原と何堡(又は約、司、都、社)に屬するか。
- 三、姓は幾種あり、何姓の勢力が一番強大であるか。
- 四、各姓の戸口、人口(男女別を詳細に)。
- 五、各姓間の和平状態。
- 六、同姓中の各房の隙ありや否や。
- 七、全郷は幾坊に分たれて居るか。
- 八、郷の公産―名稱、年收、管事者、用途。
- 九、各姓に鎗の有無とその所在。
- 十、郷中の最人望者。
- 十一、職業分析。

- 十二、紳士の有無、姓名、平常何をして居るか、郷人の彼に對する態度如何。
- 十三、民團(保衛團)の有無、團丁は農民なりや否や、誰が支配して居るか。
- 十四、教會の有無、農民信徒の多少とキリスト教に對する能度。
- 十五、水旱兵災の有無。
- 十六、郷人の在外生活者の多少。
- 十七、男女婚姻の平均年齢。
- 十八、田地積總計、業主は何姓が多きか。
- 十九、公田私田何れが多きか、最大の地主は誰か。
- 二十、租額一畝に幾干か。
- 廿一、僱農の賃銀—散工、月工、長期工、童工、女工。
- 廿二、小作契約及待遇の狀態。
- 廿三、農民は其郷地主の田を耕すのが多いか、他郷の地主の田を耕すのが多いか。
- 廿三、毎畝の年収入。
- 廿四、農産品の種類と主要品。
- 廿五、婦人は如何なる生活をして居るか。

廿六、農産品の普通販路。

- 廿七、農民は如何なる苦痛を受けて居るか。
- 廿八、如何にして之を免れようとして居るか。
- 廿九、何故農民協會を組織しようとするか。
- 三十、協會が出来たら先づ最初に進行さすべきことは何か。
- 卅一、何人が如何に宣傳したか。
- 卅二、現に署名入會者幾多か。
- 卅三、農民協會に對する疑慮の有無。
- 卅四、反對者の有無、反對の原因、反對者の地位姓名並に勢力。
- 卅五、如何なる方法で反對するか。
- 卅六、準備員は如何なる手續で選出したか。
- 卅七、各準備員を信任するや否や。
- 卅八、通信處。
- 卅九、報告時日

(註七) 武漢政府没落後開かれた第四回執監全體會議は清黨工作の必要を名として一切の全國の民衆運動を禁止し、現存の労働者及農

民組織に對する根本的な改組を宣言した。

次で全國の勞働組合は各地方總工會の形で、形式的に國民黨の指導下に復活した。然し之れは全國總工會といふ中央機關の存在を許されない所の、即ち首のない地方合同組合の存在であつて、その首から上の役目は政府自身が勤めて居るといふ畸形的な存在であつた。隨つてそこには何等の闘争への指導がなく、組織の方でも全國的産業別への發展も許されず、唯「何々總工會」の名乘りに満足すべく強要されて居た。此の種崎形的勞働運動は一層奇妙に農民運動の上に現はれて居る。上海暴動以來勞働者の組織に非常な驚愕を感じた當局は、兩湖の暴動に引續いて未だに消滅せず、否、益々深刻化して湖南、江西、廣東の各處にソウエート政權を建設しつゝある農民の暴動に遭ひ然かも之れが鎗壓の不可能を自認するに及んで工人運動より以上の脅威を農民運動に感じた。國民黨の對民衆政綱は其改組以來常に農民を對象とするものであつた。今日に於ても國民黨は昔日の此の態度を放棄することは出来ない。國民黨の幾度かの宣言決議は常に農民の革命地位を高唱し、其組織と其の自衛と其鄉村自治とを獎勵して居る。だが今日その三者は黨當局にとつて最も忌避すべきものである。さればといつて農民部の工作を表面より中止し軍閥政權の昔にもどることも出来ない。農民の惡感はその暴動と同じく最も忌避すべきものだからである。そこで首のない各地農民協會の公開存在を可能にすると共に、其積極的活動を制止し、一切の發展についてサボターヂユを行つて居るのである。だが此の政策は寸毫の持續性なき危険なものである。守るものは必ず破れる。農民の環境は常に攻めることを要求して居る。即ち危険は此の間に存して居るのである。然かも此の危険は國民黨の反對者によつて常にねらはれて居るのである。試みに第六回中國共產黨大會の決議は農民運動の發展を如何に見て居るかを觀よう。「今日農村の情形を觀るに、廣大なる農民大衆の生活は日々益々破壊されて居る。不斷の内亂戰事と國內經濟界の沈滯並に資産階級地主豪紳の反革命が一時の勝利を得て農民に對する直接の壓迫剝奪が一層加はつて居る爲め鄉村中の階級闘争は益々其熾烈の度を増し、農民運動は一段と深く、高度の要求と激しい闘争とに進入して居る。

最近數箇月に於ける數省農民暴動及遊撃戰爭は農民運動の未だ曾て見ざる高潮——即ち幾多の地方では農民ソウエート政權を獲得し、地主の土地を農民に分配し、豪紳の鄉村統治を消滅させて居る——を呈し、其範圍も益々擴大し、中國北部滿洲にも及びつゝある。現在特別顯著な情形は農民運動が地方性を帯び且つ不平衡なことである。其の原因は、一方には地方廣大、交通不便、各地の經濟狀態の不同等の理由があり、他方には、農民大衆が散漫で、組織性缺乏し、且つ集中された指導機關の不備の理由がある。

最近の闘争中に於て全國各地の農民が表現した各種の要求に就いても亦種々の差別がある。中國南部と中部一帯は土地の無い農民が鄉村中の大部分を占めて居るから、その闘争目標は地主階級に反對し、土地を沒收し政權を獲得する方向に向ふ。北部——河南、山東、直隸、滿洲等——では大半は小自作農であり、その闘争方面は大抵軍閥官僚と豪紳の苛捐雜稅拉夫等に對する反對である。「打倒軍閥政權」は、これ亦封建土地關係を破壊する一種の方法である。今日北方に於いて小作人の地主の土地沒收の闘争要求がないのではないが、主要々求は、要するに自作農が實際に土地所有權を保持せんとする點にある。」

これ等の環境に於て如何なる政策をもつて、農民を指導するかに對し、彼等は本稿の各所に於て述べた最近の闘争目標を以て、各地の狀況に應じ常に農民の闘争を積極的に指導し、即ち「守る」ことではなく「攻める」ことに導き、此の闘争の間に農民大衆の要求を漸次高度に導き、一方では全國的指導の中心機關の充實を圖り、一切の部分的闘争を有力な革命の勢力に結合させようと努めた。

守る者の「危険」と攻める者の「有利」とは、既に此兩者の對農民運動態度を照合する時、吾人は明瞭なる説明を與へられて居る。尤も此の危険性は國民黨當局識者の間に氣づかれないのではない。即ち最近農民運動に對する政策方針を一變しなければならぬといふ議論が盛んに起つて來て居る所以である。

此の新しい主張は、農民の組織を一層堅實にし、そして三民主義の土地政策實行の下に農民の結合を促し、鄉村に於ける封建的惡弊を掃除し、國民黨政綱に基づく鄉村の自治を指導し、此の上に新しい國民黨の基礎を定めなくてはならぬといふのである。

最近、國民黨第三次全國大會で處分された、陳公博や、甘乃光一派の主張は寧ろ此の方であつて、現在中央及各地方の下級黨部の青年黨員中に、所謂汪陳派の勢力が有力であることは、此の青年下級黨員中に新しい農民運動開始の要求が有力に發展しつゝあることを反映して居るのである。

(註八) 十一月決議に於ける對農民政策の要點を擧げるならば、

「今日の革命階段に於ける主要な目標はソウエートでなければならぬ。吾人は、其の工作に於て、常に無産階級領導の下に工農の獨裁政權を獲得することの意義を宣傳しなくてはならぬ。

各地の農民暴動は常に農民の團體(農民協會等)が選出した革命委員會の指導下に大衆を吸集し、遊撃戰爭を擴大し一定の區域の獲得と支持との確信を得た時、ソウエート農民代表會議を建立して政權をそれに移轉する。而かも此の闘争に於ては都市貧民、手工業工人、手工農業者及一般被壓迫小資産階級大衆の参加を包括する。

闘争の過程に於て、農民の組織は貧苦農民の組織であり、暴動の組織でなくてはならぬ。ソウエート勝利の時はこの組織は直ちに農民代表會議となるのである。

農民運動に於て、「ソウエート」の外に、「土地革命」の口號が重要である。未だ暴動なき地方では秘密農民組織があり、不斷に農民を抗租抗税不還債の闘争に指導し、更に進んで土地沒收の武装暴動へ展開させる。土地革命に對する主要な口號は、

- 一、一切の地主の土地を沒收し、農民代表會議で貧農の耕作に分配する。
- 二、「耕者有其田」。
- 三、租田制度の取消。
- 四、抗租抗税同盟。
- 五、一切の苛約重利債務の取消。
- 六、豪紳重利剝奪者の財産の沒收。
- 七、豪紳地主及一切の反革命派の殲滅。

昭和四年十一月十一日印刷
昭和四年十一月十三日發行

編輯兼
發行人

南滿洲鐵道株式會社庶務部調查課
佐田弘治郎

印刷人

大連市大江町二番地
荒木猪象

印刷所

大連市大江町二番地
合資會社 日清印刷所

發行所 南滿洲鐵道株式會社

Blank rectangular stamp or box in the top right corner of the left page.

Faint, illegible text or markings on the right page, possibly bleed-through from the reverse side. The text is arranged in several columns and is too light to read accurately.

CL 03 M-3

NO. 561

34.4.14

